

第九回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

(三三)

昭和二十五年十二月八日(金曜日)午前十一時三十五分開会

本日の会議に付した事件

○所得税法臨時特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員長の報告

○映写機、同部分品および附属品に対する物品税減免の請願(第一六九号)

○輸出花むしりおよび野草むしりの物品税撤廃に関する請願(第九六号)

○漆器の物品税撤廃に関する請願(第一〇六号)(第二四二号)

○帽子の物品税撤廃に関する請願(第二四八号)

○音機、レコード等の物品税撤廃に関する請願(第二四九号)

○写真感光材料の物品税軽減に関する請願(第二五一号)

○家具の物品税撤廃に関する請願(第二七〇号)

○退職積立金および支給退職金の免税措置に関する請願(第一八七号)

○漁業に対する課税改善の請願(第四三〇号)

○黒糖の消費税撤廃に関する請願(第四四一号)

○ビグメント・レジン・カラーの輸入関税に関する陳情(第四九号)

○どぶろく密造防止に関する請願(第一五二号)

○豊島税務署員の徴税態度に関する請願(第一八〇号)

○南水洋捕鯊用塩に特別価格設定の請願(第二七六号)

○家畜用および製革用塩値上げに関する請願(第二七九号)

○水産用塩に特別価格設定等の請願(第三二二号)

○漬物用塩の引下げ等に関する請願(第四四四号)

○納税準備預金金利引上げに関する請願(第四二二号)

○預金部資金運用審議会に議決機関代表参加の請願(第四六四号)

○旧軍部都市の産業都市転換に関する法律制定の請願(第七九号)

○中小企業信用保険特別会計法案(内閣送付)

○日本輸出銀行法案(内閣送付)

○外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより委員会を開会いたします。

所得税法臨時特例法案、物品税法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、以上について御質疑を開始いたします。

○油井賢太郎君 特別職の職員の給与の関係でお尋ねをしたいと思います。先般資料を頂きましたのを調べて見ますという、当初予算と、それから今度の改訂予算と同じ金額になつてゐるのです。これは人数も相当、最初は十二万人もいたのが今度はたつた二万七千人に減つてゐるし、当初予算の割り方があなたのほうでどういふふうになつたか。大分食い違いがあるじやないですか。その数字をどうやってお出しになつたか先ずお聞きしたいのです。

○政府委員(磯田好祐君) 只今油井委員から御質問になりました点でございまして、今お話のように給與関係に對します今回の改訂は、所要額は、これを食糧配給公団の場合に例をとつて見ますと、二億四千七百数十万円という金額を所要することに相成るの

でございするが、この点につきましては、各公団、食糧配給公団の場合におきましても、他の各公団同様に既定経費の節約によりまして充当し得るといふことになつておるのでございまして、従いまして今回の補正予算には特別にこれのための経費の補正予算は提出しなかつたという結果に相成つておるのでございします。

○油井賢太郎君 それはわかるのですが、特別手当だけ抜き取つて、あなたのほうで百分の十と計算されたのと、これを百分の十五とされたのと比較いたしまして、当初予算のいわゆる百分の二十と比較してどういふような変化があるのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今お話の食糧配給公団の場合におきまして、この特別手当を百分の十五と計算いたしました場合におきましては、私どもの現在の推計によりましては、約一億五千万円程度の経費を必要とする、さういふ計算になつております。

○油井賢太郎君 今のお話ですと、それは総体であつて、特別手当だけを抜き取つた計算じやないのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今申し上げましたのは、特別手当百分の十と計算いたしました場合に対しまして、これを百分の十五と計算いたしました場合におきましては、只今申し上げましたように約一億五千万円余計に金が必要といふこととございします。即ち特別手当だけを切離して計算いたしましたとしても、その百分の五の増加に伴う経費は一億五

千万円要る、さういふ計算でございします。

○油井賢太郎君 それは公団全部をひつくるめたものですか、食糧配給公団だけのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 食糧公団だけであります。

○油井賢太郎君 それは一年間を通じて計算されたのですか、今度のこの法案の改正によつてさういふふうな増加が必要だといふことになるのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 来年度の一月一日以降一五%支給とするならば一億五千万円の経費を余計必要とする、かような計算でございします。

○油井賢太郎君 私のほうの計算ですと、新ベースで以て一〇%だといふと、今現在が二万七千四百十七人になつておるんです、一月から三月までの予定は……、それで行つて八百八十八円が一〇%の場合一人当たり平均の特別手当になるんですね。それからこれが一五%になれば千三百三十二円一人当たり毎月の特別手当、かういふことになるんですが、あなたのほうの計算と、この計算は、大分違ふのですが、一億五千万円余計要るというの、五%でこれだけ余計要るというの、人数を幾らに見積つてやられたのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今私が御答弁いたしました約一億五千万円の新規の経費を要するといふ計算でございしますが、これは当初の予算の数字で計算いたしておりますので、人数で計算いたしておりますので、その点只今

すぐ計算いたして見ますと、多少変わります。即ち当初の食配公団の本年度初めにおきます人員は八万二千名でございまして、現在の食配公団の人員は二万七千四百二十七名ということになっております。従いまして八万二千名と二万七千名で割つた平均額だけ訂正を要すると思ひます。誤謬を訂正いたします。

○油井賢太郎君　そこで、これはあなたのほうの間違いということはおかつたのですが、当初予算で先般もあなたは二〇％くらい特別手当を與えておつた、その数字から割り出すという、私のほうの計算では千三百三十四円一月一人当たり支給したことになつておるのです。そうしますと今度は一〇％に新給與ベースによつて減らした場合、それは八百八十八円になつて、若しこれが一五％だつたら千三百三十二円となるのです。そうすると何も予算措置というのはいはれは變りはない、いわゆる一五％でも予算措置には變りがないというのが我々の見解ですが、あなたの方ではこれに對して、やはり予算措置上變りがあるというふうな計算をされておるのですか。若しされておるならその根拠を示して頂きたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君)　只今の点につきましては、食配公団の場合だけを取上げて考えますならば、本年度中において必ずしも補正予算の計上を必要とするか否か、多分私どもの計算によりまして、既定経費の節約によつてこれを賄ひ得るのではないかと思つております。併しながら問題は、私ども政府の側といたしましては、ひとり食糧配給公団の場合だけを考へること

はできないのでございまして、他の十幾つかの各公団の問題もよくこれを考へなければいかん。ほかの公団の場合について申し上げますならば、少くとも人件費予算によりましてこれを賄ふことは困難である。即ち仮に現在政府が提案いたしておりますところの一〇％の特別手当を一五％といたしました場合におきましては、ほかの各公団におきまして人件費予算でこれを賄ふことは困難ではないかというふうな考へるわけでございします。即ちひとり食糧配給公団の場合におきまして、予算上仮に今年度の予算におきまして経理が可能であるというふうな仮定いたしました、これは他の公務員におきまして、例えば特別俸給表による有利な取扱、或いは調整俸給による有利な取扱の点につきましても、これを一律に全部半分にすると、實質的にこれを半分にすると、この措置をとつておるわけでございます。いま、食配公団が予算上経理可能なるが故を以て、従来の事實上の二〇％乃至一五％だけ支給するということになりますならば、全体の今回の給與改訂におきまして、全体的に原案通り一〇％の特別手当ということでは願ひしたいと、さように思つておる次第でございします。

○油井賢太郎君　ほかの公団のほうは閣議決定で法文に明示されておらないからこれはともかくといたしまして、食糧配給公団は、前は三〇％以内といふことになつておつて、実は二〇％支給をしてゐる。それが今度は半分にすゐるんだというんなら、やはり一五％以内が當然であつて、而も予算措置

置というのは今あなたと私の間の問答にある通りに變りはないのです。而もこれはもうあと二ヵ月か、場合によつては三ヵ月の壽命であるといふことはこれはもう周知の事實です。そうすると来年度の予算ですから、法案のほうから申しますと何ら影響のある問題ではないといふことは明白になるのです。こういうふうな我々は解釈しますが、要するにですね、当初予算と今度の法案改訂によつて一五％と我々が主張するところの％で割り出した予算においては何ら變りはないといふことは、あなたは認めになりますか。

○政府委員(磯田好祐君)　ついでに先ほど申し上げました約一億五千万円必要であるとお上げた数字は、只今計算いたしましたところでは大体五千万円程度に相成るといふことになりました。それで先ほど説明いたしましたところを御訂正願ひたいと思ひます。

なお只今油井委員からお話のありましたように、この食配公団は来年度の二月にはなくなるものである、従つてこれに對してはどの公団にも影響はないし、又法文上三割となつてゐるものを、形式的に半分にするにすればいいのではないかといふお話でございしますが、この点につきましては、政府のほうとしては全体のバランスという關係から申しまして、どうしてもこれは半分といふことで行きたい、實質的にその半分でございまして、他の食配公団以外の公団におきまして、近く解散するといふ点におきましては、いわば五十歩百歩でございまして、殆んど各公団が近く解散するといふことに相成つておるわけでございまして、若し仮に食配

公団に對しまして、表面上現在三割であるものを一割五分といふことにいたしました、予算上可能なるが故を以てしまして、一割五分の特別手当を支給するといふことに相成りますならば、他の公団につきましても、全面的にやばりこれは一割五分といふふうな權衡上取計らいをいたさなければならぬといふ結果になつたわけでございまして、そういうことは他の公務員の特別俸給表又は調整俸給による有利な取扱につきましても、今回一律に實質的に改訂むね二割といふものを切り下げて行くといふことと、このバランスを失しますので、そういう観点から政府といたしましては、原案通り一〇％といふことで行きたいと、かように考へておるわけでございします。

○油井賢太郎君　私の質問してゐますのはですね、要するにこの前は三〇％として實質的には二〇％しかあなたがつたのほうで支給してゐない。それは予算の措置でやむを得なかつたのだといふ話なんです、これは了承してゐるので、併し今度の場合やはり同様にですね、三〇％が一五％になつたところ、その一五％という若し最高の額を拂つても当初予算に何ら影響がなく、別に新たに補正予算を立てる必要がないといふのは我々の考へなんです、それがこれについてはあなたも認めになるかどうか、その点なんです。つまり一五％にしたそのために新たに予算措置を要するにないか、若し要するのならこれは問題ですが、要らないならばあとの支給の方法はいずれ事務的の立場から出す。国家財政上できないのか何と云ふことならそれは別問題で、この法案上からいつて一五％とし

て当初予算との關係をお聞きしておるのです。

○政府委員(磯田好祐君)　予算的に申しますならば、先ほどもお話申し上げましたように、或いは既定予算のままで特に補正予算を計上しなくてはならぬ特別手当の支給は可能ではないかと思ひます。併しながらこれは又話が違ふといふことになるかも知れませんけれども、給與の改訂と申しますのは、これは極めてデリケートな問題でありまして、全体がバランスをとつてこれは改訂するといふことにいたしておりますので、仮に予算上可能であるとしても、そういう支出をするといふことは困る、そういうふうな政府のほうとしては考へるわけでございします。

○油井賢太郎君　その点明白になりましたが、全体的なバランスをとる、とらないは現内閣の責任においてやることであつて、これはあなたの方で責任を持たれる必要はないのですから、今の問題はこれで明白になつたと思ひます。

○森下政一君　先刻来の油井さんに對する御答弁を承つておると、政府が法文をいらずに、従来通りに百令の三十にとどめて置いて、實質的に一五％の支給をする、これは予算措置を恐らく必要としないだらう、だけれども給與の問題は非常にデリケートである。公団が廃止されるという事は食糧配給公団においては、来年度の二月だが、ほかの公団も遠からず廃止される、そこで廃止されるという運命にいつては五十歩百歩であらうと思ふ。同時に又ひとしく公団の職員である、こゝういふ点から一律に百分の十にするこ

とが必要だ、こういうふうな御答弁であると思うのですが、ひとしく廃止されるとはいえないながら、又ひとしく公団ではあるけれども、その職員が特別職として待遇されておるのは食糧配給公団だけではないのですか。ほかのものは一般公務員並に私は律せられておると思う。食糧配給公団の職員が特別職であるという、その特質というものをちつとも考慮の中に加えていない考え方はないかと思うのですが、その点に対する御所見如何ですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今森下委員からお話がありました点につきましては、従来特別職になつております公団は、お話のように食糧配給公団だけでございます。併しながら事実上の取扱といたしましては、各公団ともこれは先般の委員会でも御答弁申し上げたと思うのですが、大なり小なり非常に民間的な色彩が多いところの事業をやつておることでござい

ます。従いまして民間からそれ〴〵の途のエキスパートの人々が来ておる。そういう観点から申しまして、一般の公務員の給料を以てしましては、これを公団の職員とすることができないということになりますので、従来といえども同じく形式上は三割の特別手当を支給するという形で参つておるわけでございませう。而も形式上は従来三割であつたものが、昨年以来現実にこれを二割という形で制限して、常に各公団の間におきますバランスをとつて参つておるわけでございませう。従いまして今に至りましてその取扱をひとりで食糧配給公団のみにつきまして特別の取扱をするということは、仮にこれが特別職になつておるといふことを前提

といたしましたも困難ではないか、さように思うわけでございませう。

○森下政一君 他の公団においても民間のエキスパートが入り、或いは民間の事務同様に事務を取扱つておるといふようなことになつておる、そうすると選つての問題になるが、何故一体食糧配給公団の職員だけが特別職というふうに規定されたか。その特質というものを、今まさに公団が消え去らんとするときに活かした考え方をしても、ちつとも私は他の公団に影響が及ぼさないのじやないかといふことを考えるのですが、どうでしょうか。

○政府委員(磯田好祐君) 従来食糧配給公団を特別職といたしました理由は、この食糧配給公団の業務の内容と申しますか、勤務の内容と申しますか、これが一般の公団といささか違つては、即ち一般の公団の場合におきましては、その勤務形態が一般の公務員と、出勤時間といったしても、その他の勤務形態にいたしても似ておる。併しながら食糧配給公団の場合におきましては、これを端的に申上げますならば、いわばお米屋さんのような仕事をやるわけでございませう。従つて勤務形態が違つて、そういう理由を以ちまして特に特別職ということにしたわけでございませう。併しながら給與に關する取扱等につきましては、従来といえどもこれを一律に、ほかの公団と同じように取扱つて来てゐるわけでございませう。現在の段階におきまして、食糧配給公団のみに特別の取扱をするといふことは困難ではないか、かように考えるわけであります。

○森下政一君 そのことは考えようによつては、従来特別職となつておる、全く特殊性を持つて仕事をしている食糧配給公団に対する処遇を、他の公団のそれとは、特別職になつておる理由によつて異なる取扱をされてもよかつたのではないか、それを同一に扱つておいてはならないか、それと同一に扱つておいてはならないかといふところに一つの過誤があつたのではないかとさへ私は考える。まさに廃止されようとする、一番最近の機会において廃止されようとするものに対して、わざ〴〵ここで百分の三十を百分の十に改めるというような措置を講ぜられることは、如何にも追討をかけるような感じで、恐らく公団の職員としても甚だ不満を感じる点だらうと思ふ。油井君が先刻来頻りに主張するのその点だと私は思ふのですが、その点どうお考えになりますか。

○政府委員(磯田好祐君) 政府におきましては、近く解散される食糧公団の職員のかた〴〵に對してこれに追討をかけようといふような意思は毛頭ないのでございまして、若し仮に来年の二月になくなるものならば、或る意味から申しますならば、これは又お叱りを受けるかも知れませうけれども、もうなくなるものならば、給與改訂をせんでいいじやないかといふような議論だつて成立つわけですから、そういうことを私たちは毛頭考へておるわけではございませうけれども、来年の二月になくなるものであるけれども、少くとも給與改訂については、一般のものと同じようにこれを改訂して行こう、併しながらその特別手当については、他の公団と同じように、他の公団においても近く整理するといふ形になつておるのでございませうので、今日の段階に至つて、やはり食糧公団のみを特別扱ひするといふことは非常に困難である。先ほど森下委員からお話がありましたように、或いは従来の取扱が間違つていたとは思ひませうけれども、そういう議論も一応は成立つてあらうと思ひます。併しながら少くとも今までは、解散の直前に至るまで同じ取扱をいたしておつたものにつきまして、現在の段階において食糧公団だけをよくするといふことは、政府としては困難ではないか、かように考えたわけでありませう。

○委員長(小串清一君) 御質疑は……その後政府委員のほうで外国為替管理委員会委員の大久保氏、その他食糧庁からも昌谷主計課長なども来ておりますから、先刻上程しました外に、外国為替特別会計の資本の増加に充てたるための一般会計から繰入金に關する法律案、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、米穀対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、これらをすべて審議をいたして、委員諸君の御質疑を願ひたいと思ひます。

○森下政一君 議事進行について……どうですか、どれもこれも今会期が切迫して、相当重要な案件で質疑を続けたいのですが、今早急に食事をやつて正一時には集まつて、政府委員には御迷惑でも出揃つて頂いて、しつかりやつたらどうですか。今から浮腫で食事時間を控えておつて三十分くらいやつても何にもならないと思ひますので、

○委員長(小串清一君) 御尤もな御意見ですが、この委員諸君の中で、例えば繰入金案とか、割合に簡單なものについては質疑を成るべく省略して、諸君の十分研究しようとするものに集中した方が……。

○森下政一君 その点異議ありませんが、一時なら正一時に正確に集まつて、簡單に済むものはどん〴〵上げてしまふ。だら〴〵十二時半までやると、この次に集まる時間がだらけてしまう……。

○委員長(小串清一君) 只今の森下君の御意見に御賛成のようでありますから、それではこれで休憩して正一時に必ずやるということに御異議ございせんか。

○委員長(小串清一君) さよう決定いたします。休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開いたします。

先ず諸君及び陳情に關する小委員長より小委員会審査の結果、留保となりました分についての御報告をお願いいたします。

○大矢半次郎君 本国会において大蔵委員会に付託された諸陳情のうち、留保に決定いたしましたものは、諸君二十一件、陳情一件、計二十二件であります。

先ず税制に關係しているものを申し上げますと、諸君第十六号は、映写機、同部分品及び附屬品、諸君第九十六号

は、輸出花むしろ及び野草むしろ、同じく第百六号は漆器、同じく第百四十二号は、漆器、第百四十八号は、帽子、第百四十九号は、蓄音機、コード等、第百五十号は、写真感光材料、第百七十九号は、家具について、それら物品税を減免すること、又第百八十七号は、退職積立金および支給退職金を免れること、第百四十号は、漁業に對して課税方法を改善すること、第百四十一号は、黒糖の消費税を撤廃すること、陳情第四十九号はビグメント、レヂン、カラーの輸入関税を引上げること、をそれら要請しておりますが、現在においてはこれらは採択するべき段階に至らないものと認めまして留保いたしました。

次に諸願第五十二号は、どぶろくの密造防止対策として米酒の還元委託醸造を採用することを要請しておるものであります。その実施は、現状においては極めて困難な状態にあり、留保といたしました。又諸願第百八十号は、豊島税務署員の徴税態度に遺憾な点があつたので、それを究明することを要請しておりますが、実情はなお調査を要するものがありと認められ、且つ税務当局としては、善処して居るので留保としました。

次に税制以外のものについて申し上げます。諸願第二百七十六号は、南水洋捕鯨用塩、第二百七十九号は、家畜用および製革用塩、第三百十二号は、水産用塩、第四百四十四号は、漬物用塩について、それら特別価格を設定すること、諸願第四百十二号は、納税準備預金利子を引上げること、第四百十六号は、預金部資金運用審議会に議決機関代表

を参加せしめること、諸願第七十九号及び第二百二十九号は、旧軍部都市を平和産業都市に転換させることをそれぞれ要請しておりますが、これらはいずれも現状においてはなお検討を要するものと認められ、留保いたしました。

以上御報告いたします。

○委員長(小串清一君) 只今の小委員長の報告通り了承することに御異議ございせんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 次に、新たに付託されました中小企業信用保険特別会計法案、日本輸出銀行法案の予備審査を開始いたします。先ず政府の提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(西川五郎君) 只今議題となりました中小企業信用保険特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、中小企業者の行う事業の振興を図る目的を以ちまして中小企業信用保険法案を別途提出いたしました。御審議を願つて居るのであります。政府が、この中小企業信用保険制度を実施したことになり、

確にいたしました。一般会計と区分して中小企業信用保険特別会計を設け、これを管理するのが適當と考へられますので、この法律案を提出した次第であります。

規定により政府が保険金を支拂つた後、金融機関に代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、保険金の保険料の還付金、事務取扱費その他の諸費を以てその歳出としたしております。これにより政府の行う中小企業信用保険に關する経理の全体を明らかにいたしました。又この会計の予算及び決算の作成及び提出に關する手続等特別会計に必要な事項を規定いたしましたのであります。

次に、日本輸出銀行法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。我が国の経済復興に貿易の演ずる役割は極めて大きく、なかんずく、輸出の伸長こそが、我が国経済の自立を達成するための捷徑でありますことは、今更申上げるまでもないところであります。最近の諸情勢に鑑みましても、米国の對日援助は、近き将来において大幅且つ急速な減額を見るものと信ぜられるのであります。このような情勢に即応いたしますために、あらゆる施策を挙げて、輸出の促進に集中しなければならぬと考へるものであります。

従来、我が国の貿易は、輕工業製品を中心とする加工貿易方式を以て主として運営されて参つたのであります。が、戦後における世界諸国の生産力の回復、なかんずく東南アジア地域の経済力の進歩に考慮を要するときは、繊維製品を中心とする従来の貿易内容に安住することなく、我が国の貿易は更に一層の飛躍改善を要請せられてゐるということができるのであります。

他面、我が国の主要取引国たるこれら諸地域は、低下した生産水準、遅れた産業構造を回復するため、現在開発と工業化の過程にあるわけであります。そこで、これらにおいて需要されるものは、工場設備、重機械、船舶、車両のごとき耐久資本財なのであります。

併しながら、これら諸地域は、一般的に對外支拂手段なかつたドル資金の不足に悩んでおり、これら建設若しくは開發關係資材の輸入も必ずしも意のこつと進捗しない状況にあるといわれております。勿論これら諸地域は、現在すでにそれら米、米、米、米の先進諸国よりの對外援助を受けており、又今後相當程度の外貨資金を獲得し得るものと期待されております。併しながら、膨大な人口と地域を有するこれら後進諸国が、短期日のうちにその近代化、工業化計画を達成し、安定した所得水準に到達し得るような巨額の援助を受けることは、かなり困難であると

言われねばなりません。いづれにいたしましても、インド、パキスタン、ビルマ、フィリッピン、タイ、インドネシア、インドシナのごとき諸地域は、それらの経済復興及び産業開發計画或いはこれに類する工業化計画を持つており、その進捗に際して、設備、機械のごとき資本財に對する需要は、現実に起つて來て居るのであります。このような需要に応じ、彼らの必要とする設備、施設を供給するばかりでなく、我が国の進んだ技術をも提供することによつて、これら諸地域の經濟開發に、協力することは、將來における我が国の輸出製品市場を永続的に確保し得ることとなり、まさに双方の希望と利益に合致するものといふことができるのであります。

ただこれらプラント設備等の資本財は、一件の金額が巨額に上るばかりでなく、先にも一言いたしましたごとく、これら未開發地域は、對外決済手段にも不足しておりますので、その支拂を一時に行うことは極めて困難な状況にあるのであります。のみならず、これらプラント設備の国内における生産には、かなり長期間を要するのであります。これを船積出荷するまでの生産金融が是非ともこれに伴うことが必要となつて來たのであります。このように考えますと、プラント設備の輸出のための金融は、商品の生産から船積を経て相手国に着荷掛付を了し、最終的な代金の決済を受けるまでは、相當の長期間に亘ることを覚悟せねばなりません。この種金融は、諸般の情勢から考えまして、市中銀行その他の金融機關にのみ期待することは困難且つ不適当と言わなければならぬのであります。ここに何らかの対策が必要とされるに至つたのであります。

政府は、このような情勢並びにそのよつて來る原因に鑑みまして、ここに政府出資による獨立の金融機關を設け、この種金融を行はしめることとしたのであります。政府からの出資は、本年度一般会計より二十五億圓、見返資金特別会計より二十五億圓、合計五十億圓、明年度一般会計より五十億圓、見返資金特別会計より五十億圓、計百億圓、本年度及び明年度を合せまして合計百五十億圓を予定いたしました。その際、政府において特に考慮を拂ひました点は、全額政府の出資から成る金融機關であつて、如何にせばその能率的な運営を確保し得るかという点でありまして、この見地に立つて、役職員の任免及び地位、大蔵大臣の監

は、一件の金額が巨額に上るばかりでなく、先にも一言いたしましたごとく、これら未開發地域は、對外決済手段にも不足しておりますので、その支拂を一時に行うことは極めて困難な状況にあるのであります。のみならず、これらプラント設備の国内における生産には、かなり長期間を要するのであります。これを船積出荷するまでの生産金融が是非ともこれに伴うことが必要となつて來たのであります。このように考えますと、プラント設備の輸出のための金融は、商品の生産から船積を経て相手国に着荷掛付を了し、最終的な代金の決済を受けるまでは、相當の長期間に亘ることを覚悟せねばなりません。この種金融は、諸般の情勢から考えまして、市中銀行その他の金融機關にのみ期待することは困難且つ不適当と言わなければならぬのであります。ここに何らかの対策が必要とされるに至つたのであります。

督、予算の編成及び執行、経理その他の面におきまして、できる限り、無用の拘束を少くし、その能率的運営の実効を期したのであります。なおその業務は、国内輸出業者又は輸出品製造業者に対する貸付又は手形の割引ばかりでなく、外国の政府、地方公共団体、輸入業者等に対しても行い得ることとなつておりますが、その業務の重点は、差当つて国内業務に置かれるものと考へております。

以上法案を提出した理由を申し上げます。何卒御審議の上、速かに賛成せられるよう切望してやまない次第であります。

○委員長(小串清一君) 只今田村郵政大臣がお見えになつておりますから、御質疑のおありのかたはこの際御質疑願います。

○委員長(小串清一君) それでは政府から歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する各法律案の内容の説明をお願いいたします。

○政府委員(佐藤一郎君) それでは私のほうから一括御審議を願つております予算並びに一般会計に関する各法律案六本の法律案、これは大体予算に伴つておりますものばかりでございますが、最初に極く概略御説明を申し上げます。それで御説明の順序といたしましては、公報の順序に従ひまして最初に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、それを最初に御説明申し上げます。

お手許に提案理由の説明等が行つておると思ひます。これは御承知のように農業共済再保険を国家が行なつてお

るわけですが、大体農業保険にございましては、農民と消費者、農民が概略にございまして、五割四、五分、それから残りは消費者が負担するようない仕組になつております。ところが消費者と申しまして、結局それは先ず食糧管理特別会計が負担いたしまして、そうして食糧管理特別会計がそれを消費者に売却する際に転嫁をするという仕組によつて、消費者の保険料負担分を取るといふ建前になつておるわけでありまして、昭和二十二年以来といふものは、この消費者の負担分を転嫁させるといふことは、価格政策上も面白くないといふのでございまして、従つてその消費者負担分を結局一般会計が食糧管理特別会計に繰入れておるのであります。そのために毎年こういふような事態が起るのでございしますが、只今今回のものは予定より約一千七百五十万円増額になりました。その理由は、当初昭和二十四年度の麦につきましては、その共済金額を反当二千円といふことで以て予算を組んだのでございまして、それが実際に今度その契約を引受けました時期の昭和二十四年度の秋になりましてパリティが上りまして結果として、二千四百円ということに共済金額が増えまして、その結果として、その共済金額の引上げに伴ひまして予定よりも一千七百五十万円という消費者負担分の増額を必要としたのでございまして、従ひまして当初の二十六億九千万円といふ一般会計の負担分が一千七百五十万円を加へまして二十七億二百五十万円といふものを繰入額として改訂するというのがこの法案の要点であります。

それからその次に外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案でございます。これは非常に問題が多いので、あとから外国為替管理委員会の大久保委員から詳細な御説明を申し上げることになつておりますが、概略を申し上げますと、外国為替特別会計が、御承知のように輸出の予想外の進捗等によりまして、円資金が非常に不足してございすことは周知のような事実でございす。その結果といたしまして總計で千三十六億円の不足を来したのであります。この千三十六億円の不足は、どうして来たかと申しますと、先ず昭和二十四年度の不足分が三百七十億円でございす。それから昭和二十五年年度の分として六百七十七億円でございす。それに本会計の昭和二十四年度以後の借入金が増加したために赤字が八億円でございす。それに予備として約四十一億円の今後の事態を見込んで考へておる結果として千三十六億円の不足を来したわけでございます。この財源補填といたしましては、御承知のように貿易特別会計から当初五百億円を繰入れる予定でございまして、貿易特別会計の事情もございましてその繰入れが二百六十億に減つたわけでございます。そしてその二百六十億円の繰入れと、それから御承知のようにユーザンスを実施いたしまして、日本銀行に対する外貨の売却といふものが二ヵ月ばかり繰上つた結果といたしまして、六百七十六億円の売却による円資金の増が見込まれる。この貿易特別会計からの二百六十六億円とそれからユーザンスの結果として六百七十六億円といふもので埋めて、なお足り

ないのがこの百億円でございます。これを一般会計から繰入れて行くといふ大體の数字になつております。これはあとに又御質疑があると思ひますから簡単に御説明申し上げて置きます。それからその次に郵政事業特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律案でございますが、これは御承知のように今般六千三百七円ベースを七千九百八十一円ベース、約月に千円くらい、従ひまして一―三月で三千円といふペース改訂がございす。それから年末手当といふことになりまして、一人当たり半月分を見ることがになりました。又石炭手当が従来トシ二千五百円にございまして、三千五百円になりました。これらの一連の待遇改善の結果といたしまして、約七億円の差の経費の増が生じたわけでありす。それからこれは予算の組み方としてちよつと遺憾であつたのであります。元は電気通信事業と同じ特別会計で経理されておりました、それが二つの会計に分離いたしました際に、實際問題といたしましては、どの分が郵政で、どの分が電気通信に行くかといふような点が非常に分割等について明瞭でない点が当初ございまして、そのために当初の見込違ひといふものが出て参ります。それが十四億ばかりございす。これらの給與の改訂と、それから当初の予算に対する不足の補填十四億といふもので、合せて二十八億になるのであります。これを経費の節約で約九億圓にいたしまして、なお足りません分をこの一般会計から繰入れて行くといふのが、この郵政事業の不足

補填でございます。それからその次に米國対日援助物資等處理特別会計法の一部改正でございます。これは今般關係方面からメモラダムが出まして、コンマーシャル・フアンドで輸入いたしました米絹を、援助資金に振替えてやる、こういふ話が出まして、それを会計法規則に処置できるように手続を加へたわけでありす。簡単に申しますと、輸入商がコンマーシャル・フアンドで以て買付けました綿花を、国が一応代金は拂わないうで以て買上げるのであります。そうしてその買上げました綿花を米國の購買官に売ります。このときには輸入商には拂ひませんでしたが、そのときに米國の購買官がドルの小切手で代金を支拂つてくれます。これを円で替へまして、それを見返資金特別会計へ積立てて参る。こういふことになるわけでありす。そうして一方購買官のほうで受取りました綿花はそのまま國に無償で拂下げてもらひまして、その綿花を最初にただで取上げた輸入綿花商に又たただで戻す、こういふ複雑な仕組になつておるのは、先方の何か会計法の都合でどうしても國に宛渡す方法以外にないのださうでございまして、その結果といたしまして恰好がこういふ複雑なものになりましたが、内容としてはコンマーシャル・フアンドで買ひましたものを、援助資金に振替えてくれるという簡単な内容でございす。なおそのほかにこの援助物資の處理特別会計で、従来軍の拂下げ物資を取扱つておつたのであります。その点をばつきりと、法規上も按配したほうがよろしかろうといふので追加をいたし

でございます。

それからその次が農業共済保険特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律の改正でございます。これは毎年出て参るのでございますが、このところ年々災害が続いておられますが、特に麦につきまして、この保険金の不足というものが著しいのでございます。で昨年の秋丁度麦を播きます頃にも非常に雨が多し、又この正月にはやはりいづゆる暖冬異変で非常に麦の生育が悪くなりまして。そして更にこの五、六月頃に風水害が各地でございまして、その結果として非常に異常災害が多かつたのであります。ために必要な予定の保険料では足りませんので、予備費を削りまして、なお不足分を一般会計から繰入をするということになつたわけであります。勿論建前といたしましては独立採算でございまして、これは将来又余裕ができましたら一般会計に返す、こういう考え方になつております。

それから食糧管理特別会計法の一部改正、これは食糧価格調整補給金の取扱が変つたのでございますが、従来は御承知のように、貿易特別会計がこれを扱つておりました、高い輸入価格を以てこれを買いまして、食糧管理特別会計へは貿易特別会計のほうから国内生産者価格を以て売つておつたわけであります。その差額を貿易特別会計へ補給金として入れておつたのでございます。その仕組みを今回変えることになりまして、今回は例の民間の輸入ということも認められてきましたので、民間から輸入いたします分と、それから一部貿易特別会計でなお扱つておる

分につきましては、輸入原価のまま食糧管理が買い受けてまして、そうして食糧管理のほうに直接に一般会計から補給金を入れる。但し援助物資につきましては、従来と同じように援助物資のほうで価格の調整をするということに仕組を変えたのであります。その数字が約百二十六億ばかり食糧管理特別会計へその結果として繰入れが必要となりまして、補正予算に出ておりますが、それに伴ひまして、この特別会計にも一般会計から繰入れるような権限を付する、この法律によつて付するということとを提案しておるわけでありまして。

以上六法案、大體御説明申し上げました。

○委員長(小串清一君) 只今説明のありました特別会計のうち、外国為替特別会計以外の法案について先ず質疑を願ひ、できればこれらの採決をいたしたいと思ひます。如何でしょうか。では質疑を願ひます。

○木村福八郎君 食糧のほうですが、これは今直接の関係ではないのでありますが、食糧管計で、昨日予算委員会でも質問しましたけれども時間がなくてできませんでしたのでお伺ひしたいのですが、日銀で食糧証券を引受けられないやうになつたやうに聞かれました、日銀は食糧証券を引受けたい、実際に今政府資金を以て引受けたいやうです。が、伊原理財局長のお話では、政府に余裕金があるから引受けたいやうな感じが、余裕金がなくなつた場合に日銀で引受けたいやうな感じが、それを伺ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつとこれは理財局長に答弁して頂いたほうが

いいと思ひます。

○木村福八郎君 そうですか。それでは次に、先ほどの対日援助の場合の綿花の輸入代金をガリオアで肩替りして来る、その結果は従来のガリオアの援助資金、エイド・フアンドの額は大體予定されておりましたね。本年度米会計年度で二億七千万ドルですか、その枠の外になるのですか。その枠の中にあるのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) この問題につきましては、従来予定しております援助物資の総額、これは来年の問題になると思ひますが、大體予定が一億八千万ドルということに予定されておるものであります。そのなかの約七、八千万ドルを援助物資に振替えるということになつております。従ひまして将来の予定のなかに入つておるわけであり

○木村福八郎君 来年といひますと、向うの会計年度ですと五十一、五十二年の会計年度のことなんでしょうか。来年の七月から再来年の六月まで、その会計年度ですか。

○説明員(羽柴忠雄君) これは今年の七月から来年の六月までということに予定しております。

○木村福八郎君 その会計年度では一億八千万ドルですか、エイド・フアンド……。私は向うの、公聴会で言われているのは、アメリカの第八十一議会でエイド・フアンドを要求したのは、公聴会では二億七千万ドルと出ているのですが、それで二億七千万ドルは日本終戦処理費より少ないのだ、こういう公述をしているのですが、一億八千万ドルといふのは、その後やはり減つたのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) 本件につきましては、こちらのほうとしましては、はつきりとした数字を申上げることはできない立場でございますけれども、大體前の援助物資金額よりも削減されたいやうでございます。

○木村福八郎君 前のといふのは、二億七千万ドルの予定よりはといふのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) さうなわけでございます。

○木村福八郎君 くだいようですが、さつきははつきりしなかつたのですが、一億八千万ドルの中から八千万ドルぐらゐ振替つて来る、こういうお話ですね。

○説明員(羽柴忠雄君) 約七、八千万ドルと予定しておりますが、正確な数字についてはこちらにデータがございません。

○木村福八郎君 そのほか……。これは綿花だけですね。

○説明員(羽柴忠雄君) 本件の適用につきましては、目下のところ綿花だけを予定しております。そのほかのものにつきましては、まだこちらのほうには詳細わかつておりません。

○木村福八郎君 これは初めてのやり方ですか。非常に注意すべきものだと思うのですが、これは綿花以外にも適用される可能性があるのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) 目下のところは、向うからの最高司令官の命令があります。これにははつきり書いてありますが、綿花のみに、特に米綿のみに適用されるということでは我々了解しております。

わからぬやうな気がするから……。民間輸入業者は代金を拂うのは、いつ拂うのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 民間の業者は最初にコンマーシャル・フアンドで以て買付けますが、そのあとで今度は政府からもう一度もらいますときには、勿論前にただでやつておるわけでありまして、ただでもらうわけですね。

○木内四郎君 代金は先拂ですか。代金はコンマーシャル・フアンドで先に拂つておるのですから、あとで拂うやうな分になつておるといふときにはどうなりますか。

○政府委員(大久保三郎君) 政府輸入におきまして米綿を輸入します場合には、總司令部商業勘定から一応外貨を拂ひ出して、そうしてあとにガリオアの資金をコンマーシャル・フアンドに繰入れてもらうわけですね。そういう順序でございまして。

○木内四郎君 私もわけのわからぬやうなあれだけれども、米綿を買付けるとか、コンマーシャル・フアンドで買付けるときに契約をしますね、その契約を対日援助見返物資のほうに移すわけでしょう。それから契約をしたときはまだ金を拂つておらないのでしょ

○政府委員(佐藤一郎君) 拂つておるのです。一応コンマーシャル・フアンドから出るのです。

○木内四郎君 先拂いですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 先拂いというか、つまり普通のやり方と同じなんです。普通にコンマーシャル・フアン

ドで入れる場合と。先拂いとおつしやる意味が、つまり援助資金……、どうもよく意味がわかりませんが。

○木内四郎君 仮に契約したときに、間もなくドル貨で拂つておられますね。円の決済はどうするのですか。いつやるのです。

○政府委員(佐藤一郎君) それはコンマニシャル・フアンドから出すのですから。

○木内四郎君 輸入業者がすぐに円を拂いはしないでしょう。だからあとで拂うのではないのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) これはすぐ決済をするではありませんが、二カ月のユーザンスがあります。

○木内四郎君 そのとき、それは一体どこへ拂うのですか。輸入業者が特別会計へ拂込むのですか。たまたまというのではないのでしょうか。

○森下政一君 今木内君が尋ねていることですが、もつとわかりやすく説明したらどうですか。政府委員は意味がわかつていないのではないですか、本当のことが、すら／＼納得の行くように説明できる人はいないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) おります。

○森下政一君 初めから何もわからん者に説明するつもりで説明したらどうですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 今出て来ます。

○木村福八郎君 説明を求める前に関連して……説明のときに一緒にそれが日本の金融のほうにどういふふうに影響するか、それも併せてお願いします。

○説明員(栗原昭平君) 綿花のガリオアの民貨の新輸入方式について、最初

から簡単に御説明申し上げますと、一番最初に司令部からレター・オブ・インテントと申します買付の証書が出ます。それに基づきまして通産省が外貨の保有する外貨資金の一応の枠の中から、各紡績に對しまして外貨資金の割当をいたします。そうしてその割当に基いて、貿易会社、又はそのエージェン

ト、輸入商が米国の民間商と契約を結びまして、オツプアをいたしまして綿花を輸入いたしますこととなりますので、その際に向うとの契約の値ぎめが終つたあとで、その紡績又は輸入商は通産省に對して、その綿花の売却契約をいたします。そうして現物が日本の港に到着いたしましたあとで、そのB.L.決済の際に、これは二カ月と

思いますが、このユーザンスの適用を受けまして、そこで一応の決済をいたすことになつております。そして通産省はその綿花を一応公認の倉庫に入れますることによりまして、その倉庫に、倉庫証券の形で、業者からこの綿花を買上げることになつております。そしてこの倉庫証券はそのまま他の添附書類と共に司令部の購買契約官にこれを

を渡しまして、そうしてその代価としてガリオア資金から出て参りましたトレジャリー・チエツク、これは米、國財務省の小切手でございまして、このトレジャリー・チエツクを受領いたします。そしてこのトレジャリー・チエツクが外貨に廻りまして、三百六十円の換算率を以て円貨額に變りまして、これを受領して見返資金特別会計に積立てる、こういうことになつております。そして円貨代金のほかに、只今の小切手

のほかに、司令部より別に援助物資として先ほどの倉庫証券、これは綿花の

所有権の化体したものであると思ひますが、これを受領し、これを先ほどの業者から買上げましたときの代金に充当する意味で、これを紡績会社に譲り渡す。そういう形式になつております。

○木村福八郎君 その点で綿花は公認の倉庫証券で通産省が買上げて、それで今度は司令部の購買官の所へ行くわけですね。

○説明員(栗原昭平君) それは綿花は一応倉庫に保有して置きまして、そしてその倉庫の発行する倉庫証券の形を以て裏書をなして転々譲渡するという形式になつております。

○木内四郎君 よくわからんけれども、簡単にいへば、見返資金特別会計へ円資金が入るんでしよう。入るのはいつ入るんですか。それと同時に今度は輸入業者は円資金を拂うのは、勿論決済のときに拂うのだが、いつ頃になりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 前の分は購買官がドルの小切手を組むわけですから、そうしますと政府のほうは外貨へ行きまして、それで以て円資金に替えるわけですね。それからあの分はちよつとよくわからないのですが、政府のユーザンス……

○木内四郎君 輸入業者はただでやつてゐるのではなくて、円資金を拂つて外貨を得て決済しておるわけですね。それは援助費に返るわけでしょう。輸入業者はいつか円資金を拂わなければならぬ。

○政府委員(佐藤一郎君) それは最初の決済の問題ですね。

○木内四郎君 最初の決済はいつですか。

○政府委員(佐藤一郎君) それはユーザンスの制度によつて……

○木内四郎君 ユーザンスの期限のときに拂う……

○政府委員(佐藤一郎君) そうです。

○木内四郎君 どのくらい間がある……

○政府委員(佐藤一郎君) 二ヶ月です。

○木村福八郎君 そうするとコンマニシャル・アカウントの輸入する綿花を、エード・フアンドに切替えることによつて、その綿花の使途ですね、使途は何も変化しないのですか。

○説明員(栗原昭平君) 別にないと思ひます。只今の御質問はちよつとわかりません。もう一度……

○木村福八郎君 コンマニシャル・アカントで輸入すべき綿花が、今度エード・フアンドで輸入することになると、その結果そういう輸入された綿花を特殊のほうに使わなければいけないとか、そういうようなことなのですか。例えば特需のほうにこれを向けるとか、そういうような何かあればいいのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) これは全然使途には影響ございせん。

○木村福八郎君 こういうふうにした意味ですね、なぜこうしたか、意味を一つ伺いたいです。何故にこうしたか、そのわけですね。

○説明員(羽柴忠雄君) これは形式的には、先ほどお手許に配りました最高司令官のメモに基いておるわけでありまして、結局今後民貨でどん／＼綿花が入つて来るわけでありまして、その民貨で入つて来たものを、今度は援助物資に切替えることによりまして、ま

あ民貨援助物資の金額を綿花に充当するということでありまして、要するに民貨を援助に切替えるということによりまして、援助物資の予算が、これを綿花のほうへ充当するということになるわけでありまして。

○木村福八郎君 そうしますと、アメリカから輸入すべき綿花のこの割当てが減りましたですね。それをカバーする意味で、日本はよそから買わなければならぬ、アメリカ以外から。その場合には、その金額も高くなるし、そういうようなこともあつて、アメリカでこの輸出、日本に割当てを減らした分をそういう形でカバーする余裕を與えるという意味なんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 私から申し上げますと、要するに援助物資は、従来はつまり物の形で来たわけでありまして、そこでその援助物資はですね、こちらが注文できないわけですね。こういう銘柄の、こういう品質のものという

ことにならない。それで結局何が来るかわからないですね、簡単に言へば、今の商売人と話合ひをしまして、こちらの必要だと思ふ物をコンマニシャル・フアンドと同じように一般に買うわけですね。そうしてですね、それを振替えるわけでありまして、これだけの物が一種のクレジット化したとい

う、つまり金額による援助と同じになつて来たのじやないかと思ひます。そういう意味では非常につまり援助資金を有効に、効率的に使用することがこの方式によつてつまり可能になる、そういうところが狙いだと思ひます。

○木村福八郎君 前に我々は援助はド

ルでくれとよく主張してしましたです  
ね、そういう一環と考えてよいです  
か。

○政府委員(佐藤一郎君) そこまで言  
い切られるかどうか、そこはちよつと  
わかりませんが、この意図を諒測する  
にそういうところだろうと、こう思つ  
ています。

○松永義雄君 そのコントラクトを結  
ぶときに、一般の民間の貿易のとき  
は、銀行が何か保証しなければなら  
ないでしょう、クレジットでも出すと  
か。この場合にはそういうことは要ら  
ないということですか。銀行は何も関  
係しないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) つまり普通  
と全く交らないわけですね。

○野澤勝君 一点だけ私お聞きして置  
きますが、先ほどの説明によります  
と、大体一億八千万ドルという額が予  
定されておるのですが、そのうち棉花  
のほうに七千万ドル、大体……そう  
すると大体は予定数量ほどのくらの  
見込ですか。

○説明員(羽柴忠雄君) 約四、五十万  
俵と思いますが、詳細についてはまだ  
はつきりした予定は立てられておりま  
せん。

○野澤勝君 聞くところによると、大  
体十五万俵くらいが本年度は棉花の  
入る数がないということが、その筋か  
ら伝えられておるといふことを聞いて  
おるのですが、その間の消息をお話を  
願いたいと思います。

○説明員(羽柴忠雄君) 日本に對しま  
す米綿の割当は、大体本年の八月から  
来年の三月までであります、第一次  
の割当が五十五万俵でございます。そ  
れから第二次の割当といたしましては

十三万三千俵、合計いたしましたして六十  
九万三千俵、約七十万俵の割当になつ  
ておるわけでありまして。一方、日本側  
の八月以降の船積み予定の買付け原  
綿は、すでに七十五万五千俵に達してお  
るわけでありまして。それでこれははつ  
きりした情報ではありませんけれども、  
外電の報ずるところによりますと

いうと、米国は更に来年二月までに約  
六十万俵、五、六十万俵と私のほうは  
予定しておりますが、割当を發表する  
というのを聞いておるわけでありま  
す、この割当の中に、日本側に或る程  
度の追加割当というものが行われます  
という、前に申しました既契約分と  
割当数量との差額の不足分をカバーし  
たしまして、新規輸入が可能になる。  
こういうふうに我々は考えておりま  
す。

○木村福八郎君 今の措置の金融に及  
ぼす影響、これはどうなんですか。今  
までコンマシヤル・アカウントでやつ  
てる場合と、それがエード、フアンド  
になつて見返資金に積立てられると、  
今でも見返りの使い方が少い。見返  
り、例えばインベントリーなんか多く  
くしたりなんかして、見返りのために  
余計溜りますね、そうしますと、その  
金融上に及ぼす影響はどうなんでしょ  
う。

○政府委員(佐藤一郎君) これはです  
ね、要するにコンマシヤル・フアン  
ド、一定の枠で取り替えたものを、結  
局援助資金の枠に振替えたただけです  
ね、それからしてそれだけコンマシヤ  
ル・フアンドのほうが増えているわけ  
であります。ですからその点は影響が  
ないと思うのです。

○木村福八郎君 若しかコンマシヤ  
ル・アカウントでやる場合には、ユー  
ザンスの形で輸入して、それはそれだ  
けでユーザンスとして金が出て来ます  
ね、金が出て来るのですけれども、今  
度はエード・フアンドにした場合には  
ね、その金が増え、民間に廻らない、今  
度は見返りのほうに行く、そういう変  
化が来るのじやありませんか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは要す  
るに、最初から援助物資として、つま  
り棉花そのものとして、援助物資とし  
て来たということと実体は変わりはない  
と思うのであります。援助の枠が棉花  
に充たれるだけでありまして。

○木内四郎君 佐藤政府委員の言われ  
ることは、要するに向うで日本の枠で  
もいじが、向うにも枠があるのだ、そ  
れをどれに利用するかということ、こ  
れをどれに利用するかわりはない。従つて金  
融的にも特別な変化はないのだ、こう  
いうことですね。

○政府委員(佐藤一郎君) そういうこ  
とです。

○木内四郎君 それはそれでいいので  
すが、見返資金の運用の問題につい  
て、とかく議院でいろいろなことを言  
われておりますね。見返資金の運用が  
非常に遅いとか、放出が遅いとか、又  
今度非常にこれを国で貯めて、来年に  
持越そうとか、いろいろなことを言わ  
れておるが、そういう計画について、  
一応説明して置かれたほうがいいのじ  
やないかと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) これは理財  
局長に後刻答弁して頂きたいと思ひま  
す。

アメリカがですね、今までより割合  
を減らして、今方々から買つてるよう  
ですが、その時期はうまく行くのです  
か。新聞なんかによりますと、どうも  
年度末、来年三、四月には非常に窮屈  
になるのじやないかということが伝え  
られておる。その点についてのお話を  
願ひたいと思ひます。

○説明員(羽柴忠雄君) 本件につきま  
しては、通産省の内部に輸入促進協議  
会を設けまして、そこで検討いたして  
おりますが、主として繊維局、むしろ  
通商局の問題でございますので、そ  
ちらの政府委員からあとで答弁すること  
にいたしたいと思ひます。

○木村福八郎君 こういう問題はど  
うなんですか。最近政府は輸入が重大  
だ、そうして輸入を促進するために計  
画してこれだけやろうと、金額として  
は増えて来ておる、併し数量としては  
どうなんですか。まあ例を棉花に限ら  
ずですな、金額の枠は成るほど増えま  
した。併し非常に海外の物価は上つて  
いますから、その物価の値上りを見ま  
すとどうなんでしょう。

○説明員(羽柴忠雄君) これは棉花の  
みならず、特に援助物資について申上  
げますと、全体の数量もそれから又全  
体の金額も逐次減少しつつあるという  
状況でございます。但し援助物資以外  
の輸入につきましては、私のほうの所  
管じやございませんで御答弁いたし  
かねます。

○木村福八郎君 そうすると、今のお  
話ですと、金額も数量も減少しつつあ  
るというのですね。ところが政府は我  
我に輸入は増加しつつあるというので  
すけれども、輸入は減少なんですか。

○説明員(羽柴忠雄君) 私が只今申し  
ましたのは、援助物資についてお答え  
申上げたのでありまして、全般につい  
ては大体増加の傾向をとつておる、民  
衆と政府輸入の援助物資全体を合せま  
すと、増加だと思ひますが、遺憾なが  
ら私どものほうは援助物資だけ扱つて  
おりますので、ちよつと御答弁いたし  
かねます。

○木内四郎君 佐藤さんにちよつと伺  
ひますが、農業共済再保険特別会計は  
赤字を出しておるのですか。今年の年  
度の当初において相当の赤字を予想し  
ておつたのが更に上廻つて来た。去年  
も赤字を出していたのではないかと  
思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやる  
通りであります。

○木内四郎君 そうすると、毎年赤字  
を出しておるようだと、何か災害の率  
の計算に無理があるじやないでしょう  
か。毎年々々保険が赤字を出すとい  
うんじや我々困るようになりませんか、  
どうでしょう。

○政府委員(佐藤一郎君) これはおつ  
しやるような見方もあるようでありま  
すが、一応我々の考えは二十年なら二  
十年という災害の率を見まして、保険  
料というようなのはきめられて行く  
わけでありまして、長期に亘つており  
ますから今のところは出が多い、併し  
又公共事業等が進捗し、その他天災の  
ことでもありますから、必ずしもいつ  
も災害が発生するとは限らないのであ  
りまして、時によつては黒字になるこ  
とがある。従つて本来これはインベン  
トリー・フアイナンスであるという考  
え方で臨んでおるわけでありまして。併  
しながら最近のごとく連年災害が、ず  
つと続いて参つておりますので、果し

て現在一般會計から繰入れておりますものが、將來この独立採算だけにによりまして、即ち保険料の収入だけにによりまして將來返して行けるかどうかという点は、これは農業保険の根本問題でありまして、非常に議論があります。実は衆議院の大蔵委員会におきまして問題がございまして、大蔵大臣から、この農業保険の問題はやかましいものでございまして、特にできるだけ速かな機会に考究をするという言明を行なつておりますが、今のところはゆるゆる損益的な意味の完全な赤というふうには考えておりません。併し保険料率が低過ぎるのじやないかというような点も勿論検討しなければならん、こう思つております。

○木内四郎君 保険料率の問題は、農業政策の根本の問題に觸れて来るので、併し問題があると思ひますが、併し赤字になつておると再考を要するのじやないかという氣もするのです。念のために伺ひますが、過去五年でも十年でも、その間の赤字、黒字の金額をちよつとそこで言つてもらへますか。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと今手許に数字がございせんが、たしか黒字のときがあつたのです。それは極く稀です。それでずつと赤なのです。併しこれを府県別に見ますと、府県によつては黒の所もございまして、それから赤のひい所もございまして、それは保険料率が、特に麦において低過ぎるのじやないかというやうな問題がありまして、最近、今年でしたかたしか四倍に料率を上げた。そのほかこれが県によつて違ひますのは、損害の査定が嚴格適正に行われておるかどう

かというやうな点にもあるのであります。そういう点が、つまりいろいろな要素が加わつておりますから一概には言えないと思ひます。若し御希望でありましたらこれは書類を以ちまして今日までの農業保険の赤字の状況を現わしたものを数字を以て差出したいと思ひます。

○木内四郎君 過去のことは今ちよつとお持ち合せがなければ仕方がないのだけれども、今の再保険の契約高というものは幾らになりますか。

○説明員(鶴川益男君) 今の御質問は麦の件でございまして、実は今度お願いしておりますのは、御説明があつたと思ひますが、麦に關係いたしまして足らんとことを補足する……。

○木内四郎君 再保険の會計全体でどのくらいになるか、そのうち麦はどのくらいになるかと言つてもらつたほうがわかりいいですね。

○説明員(鶴川益男君) 二十五年の關係を申上げますと、水稻につきまして引受の反別が二千七百三十四万五千六百一十反歩でございまして、これを金額にいたしまして農業共済組合の共済金額が九百五十五億六千五百九十七万五千六百円になつております。その連合会の保険金額が八百六十億九百三十六万九千四百円になつております。

陸稻につきましては、引受反別が七十一万五千九百三十六反になつております。それに対して農業共済組合の共済金額が十二億八千八百六十八万四千八百円。それから農業共済組合連合会、府県の段階でございまして、この保険金額が十一億五千九百八十一万六千三百二十円になつております。麦につきましては、引受けの反別が

一千五百五十一万二千六百九十四反三でございまして、農業共済組合共済金額が三百四十一億二千七百九十二万七千四百六十円に相成つております。府県段階の農業共済組合連合会の保険金額が三百七億一千五百三十三万四千七百十四円。

それから産蘭の關係でございまして、これは三千二百二十八万七千二百十六グラム九になつておりまして、農業共済組合共済金額が四十一億九千七百三十三万八千九百七十七円、府県段階の農業共済組合連合会の保険金額が三十七億七千七百六十六万四千三百七十七円になつております。以上合計いたしまして農業共済組合の段階におきまして共済金額の總額が一千三百五十一億七千九百九十一万六千五百五十七円。それから府県団体の農業共済組合連合会の保険金額の合計額が二百二十六億六千九百九十二万四千四百五十一円、かやうに相成つております。

○野澤勝君 簡単に關連してお聞きします。大体この法案の趣旨には賛成ですけれども、一つ聞いて置きたいのですが、先ほど木内さんの質問に対して佐藤さんからの答弁は黒字になることもあるかも知らんというやうなお話ですが、私は日本の農村の災害事情から見まして、歴史から見ましてまあ黒字になつて、歴史から見ましてまあ黒字になるというやうなことは今の農村の経済の事情それから保険料率、それから政府の援助内容等から見てもなかつたと思ひます。御承知のごとくグラフによつても示されておりますが、なか／＼容易でないと思ひますが、そこで問題は農業政策の根本問題になりますから、ここではそういうことは省略いたしますが、とにかく今

の保険料率では實際やつて行けないのです。この保険料率に対して政府は上り一層考へて、保険料率の分については、農業の再生産の上に大きく考慮を拂つてもらいたいというのを私は特に希望して置きたいと思ひます。当然特別會計の歳入不足を一般會計から繰入れてやるということとは、農業共済組合の危機に対して当然のことと思ひます。ただ問題は實際この共済組合が被保険者に対して實際にきめられておる規則の内容について実行しておるかどうかという問題だと思ひます。この点は農林委員の諸君にも希望して置いたのですが、大蔵当局においても、この共済組合に対して事實被保険者に渡るやうに監督を嚴重にせよということだけは特に私は希望したいと思ひます。その点の内容の検討をやつておられるかどうかというのを一つお聞きして置きます。

○政府委員(佐藤一郎君) 先ほどちよつと申上げましたが、農林省當局としては勿論各方面の御注意もありまして御研究をしておられることと思ひます。私のほうへも話もございまして、ちよつと先ほど申上げましたやうに、これは非常に一つだけの問題でございせん。根本的に一つこのやうな問題について考へようというやうに大蔵大臣が衆議院におきまして言明をいたしたわけでありまして、衆議院でも共済掛金の支拂が、實際の、つまり法規通り行われておるかどうか、連合会の赤字をどう始末するかというやうな問題が基本になりまして、その結果そういうふうな答弁されておるやうなわけでありまして、私たちが農林省の提案をよく研究いたしましてできるだけ

農共保を合理的なものにして行きたいと、こういうふうな考へるのであります。

○説明員(鶴川益男君) 只今大蔵省政府側の説明で盡きておると思ひますが、私のほうにいたしまして、現在中央にいたしまして農林省、又府県が監督しておる次第であります。根本的に、非常に不足金をたび／＼国会へもお願いしておるやうな事情でございまして、特に遅れておる点については、なお今後とも成るべく早く渡るやうにして行きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) この農業共済再保険特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部改正につきましては、皆さんの御質問も大分ありましたが、この辺で質疑を打切つて討論に入ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 然らば御異議ないものと認めて、討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないやうでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。本案に対して衆議院送付の原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案の通り可決

すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 木内 四郎  
愛知 揆一 岡崎 眞一  
黒田 英雄 清澤 俊英  
野澤 勝 松永 義雄  
森下 政一 小林 政夫  
森 八三一

○委員長(小串清一君) 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について御質疑はありませんか。別段御発言もないようでありますから質疑は盡きたものと認めて討論に入ることに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めまして討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでありますから、討論は結局したものと認めて御異議はございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。本案に対して衆議院送付の原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

【総員挙手】

○委員長(小串清一君) 総員挙手と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 木内 四郎  
愛知 揆一 岡崎 眞一  
黒田 英雄 野澤 勝  
松永 義雄 森下 政一  
小林 政夫 杉山 昌作  
森 八三一

○委員長(小串清一君) 次にこれと相関連しております食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきましてお諮りをいたしますが、質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めて討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでありますから、討論は結局したものと認めて御異議はございませんか。

ら、討論は結局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) それではこれより採決に入ります。本案に対し衆議院送付の原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

【総員挙手】

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認をお願いすることに御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 木内 四郎  
愛知 揆一 岡崎 眞一  
黒田 英雄 野澤 勝  
松永 義雄 森下 政一  
小林 政夫 杉山 昌作  
森 八三一

○委員長(小串清一君) 次に郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案について御質疑を願います。

○森下政一君 ちよつとお尋ねします。この郵政事業特別会計ですね、歳入不足補填のために一般会計から繰入金をしなればならぬのですが、二十年

六年度の会計年度における歳入歳出のお見込はどういうことになっておりますか。

○説明員(佐方信博君) お答えいたします。二十六年度におきましては、今内定いたしておりますところで、大体三十六億四千万の赤字がござい

○森下政一君 それはやはりその一般会計のほうから繰入れて辻褄を合すことを予想しておられるのですか。

○説明員(佐方信博君) 最初料金値上げをするつもりでございましたが、それができないことになりましたので一般会計からの繰入れに仰ぐことになっております。

○森下政一君 そうするとこの会計が独立採算制の建前であるとか、或いは今回のこの歳入不足を生じた歳出の性質から考へて、後日この会計が財政状態が健全になつたときには、一般会計に繰戻すということが約束されておるというわけでありますが、将来そういうふうな時期がいつ頃になつたら来るというふうなお見通しがあるのでしょうか。

○説明員(佐方信博君) 料金改訂ができません間は、実際問題としてちよつと見込が立ちかねると思ひます。

○森下政一君 今回のこの繰入れに対しても、相当その増収対策を考えて収入増を見込んでおる。見込んでもおるけれども、その増収対策とお見込になつておる分は、どういふものですか。

○説明員(佐方信博君) 積極的な問題といたしまして、結局予算以上に年賀葉書を売るとか、暑中見舞の葉書を出すとかがやつておりますけれども、結局

二十五年度におきましては、予定いたしました収入よりもまだ下廻つておる、そういう形になっております。

○野澤勝君 お伺ひいたします。このお手許に示された政府の理由説明によりまするといふと、この赤字補填の問題について、特に給與ベースの改訂と

いうことが書いてあるのですが、一体この給與ベースの改訂といふのはどの程度の改訂を意味しておるのか。

○説明員(佐方信博君) これは各官庁同等に、いわゆる現在の現給に一人当たり千円で約三カ月というのでござい

○野澤勝君 年末手当は我々のほうではとにかく一カ月ということなんだから。

○杉山昌作君 先ほどの話によりまして郵便料金の値上げをすれば独立採算ができる、これは何の商売でも成るものがありさえすれば客商売はそうなるのが当たり前であります。これに

おのずから限度がありまして、何かかそういふふうなことができないわけがないで、機構の改正、人員の整理というふうなことでできないものか、郵便年金を上げさえすればできるということでは、上げないでもできるかどうか、そういうことの御検討なん

か今までなさつたことはないのですか。

○森下政一君 関連して……、郵政大臣お見えになりましたので、先刻私こ

他の増収が可能でない限りにおいて、この赤字が年々続いて行くのではない。而も説明では、この会計が独立採算制の建前であるという関係から、将来郵政事業会計が健全になつたときには繰戻すということになつてゐるが、そういうものが言葉の上だけであるか、将来そういうことを期待し得るものであるか、そういう見通しを大臣から一遍……

○國務大臣(田村文吉君) 今後の郵政事業は果して完全な独立採算を維持し得るや否やということが私は問題だと思ひます。今もお話がありましたように、足りないから料金をどん／＼上げて行つてカバリーするということならできないことはない。併しものも程度がありまゝるので、すべての物価の比率等を考へて、著しく、相当価格に上つておるものをそれ以上に上げてやるということもできないものであります。もう一つは、郵便事業の本質的な点から考へまして、一つの例でありますけれども、御承知のように山の中の新開紙を一枚居けてもらう、この郵便料は一枚八十銭です。そこで随分山間僻地に入りますと、ほかに郵便物は行かないけれども、新聞紙だけ一枚居けるといふ場合もたくさんあるものであります。こういう点はむしろ独立採算制の面から言へば、文化費なら文化費のほうに、国家の補助として、郵政事業としてそういうものに特別の補助をする、こういうことの考へ方があつても然るべきだと、併しさうなことを一々するわけにも行かないから、そこで郵政事業には独立採算とはいひながら、或る程度は国庫の補給、補助があつても止むを得ないというふうに考へ

られるのであります。併し企業の前からいいますと、できるだけ独立採算になることは願ひしいのでありますから、そこで企業の経営合理化の点からいつて、何か特殊の方法はないだろうかといふことについては、私も就任以來各般に亘つて検討しておるのであります。如何せん郵政事業には機械化の応用というものが非常に少い。もうやはり配達するものは自販車によつて配達するといふふうになつてゐる。冬になれば雪のある所では歩いて配達する、そういうこと以外には歩いて配達する、そういうこと以外には歩いて配達する、郵便物の数も非常に多くなれば、都会でやつておられますやうなふうには、郵便車を利用するといふ手もありませんけれども、さうなことは地方では多くの数を配達するわけに行かない、こういうわけでございますが、先般も統計をとつたのであります。東京の中央局において原価計算をとりますと、葉書が一枚三円九十五銭という原価計算が出るのであります。併しこれは東京都内だけの問題であります。若しこれを地方のほうと平均いたしますならば、高い一枚当りの原価を持つ。そういうふうなように、どうも郵便事業においてこれを機械化すると、いふことが殆んど困難な状態にありまゝです。要は従業員の人たちの合理的な働き方、常に愉快に気持よくやつてくれるといふようなことによつて、人事管理の面で能率の発揮をお願いすることでありまゝ。

なおもう一つお願い申し上げますのは、大体郵便物の数が戦争前に比べると非常に減つたのであります。最近では七割六割なんぼでしたか、戦争前の昭和十二年の郵便物合計が四十六億八千九百万であるのが、二十四年度におきまして二十二億三千七百万と、半分以下になつてゐるのであります。これも一つの大きな赤字の原因であるのでありまして、この数が殖えて参ります。私は必ず数年のうちに戻つて参ると思ひます。こういうふうになりますと、郵便収入は倍になるわけでありまゝから、そういう点でかなり独立採算の点がカバーできるやうになるだらうといふふうには考へておられますが、細かいいわゆる原価計算の方式でやりましても、なか／＼そういうカバーを十分できるやうなことは困難だと思ひます。こういうやうなことは機械の応用等の点において、利用する範囲が非常に狭いと、こういうふうには考へております。

○松永義雄君 印紙、切手類の売上げが店ですが、あれはあなたのほうの管理になつておりますか。

○國務大臣(田村文吉君) さうでございます。

○松永義雄君 随分印紙類の売上げが所から聞くのですが、とにかく印紙を引受けて、そして相当多額に上る金の立替になつておるにもかかわらず、その支拂が非常に遅いので、大きな店では何十万円という金に達しておる、そういう点についても一般お役所商売で、販売所では非常に困つておるという事情があるのですか。

○國務大臣(田村文吉君) 説明員からその点について御答弁申し上げます。

○説明員(浦島喜久衛君) 只今のお尋ねの点でございますが、売さばき所が自己の資金によりまして先ず官から切手、葉書を買ひまして、それを公衆に

売るわけでございます。従つてその大分支拂が遅れるといふことは、買うときは現金を拂うわけでありまゝから、別に代金の支拂が遅れるといふことはなと思ひます。

○松永義雄君 その報酬については、手数料といひますが、金額に限度があるやうですが、どうですか。

○説明員(浦島喜久衛君) 売さばきの額によりまして、割引歩合が法律で定められておまして、その割引歩合は段階によりまして三分なら、三分の割引歩合が定められておる。この割引歩合の歩合だけは差引いて現物を買ひわけでありまゝ。それだけの歩合をあとで支拂うことにはないわけでありまゝ。

○松永義雄君 この金額が五十万円に達するとそれ以上手数料をとれないといふ政府の……

○説明員(浦島喜久衛君) おつしやる通り、最高限の制限が定められております。

○松永義雄君 それは幾らですか、最高限。

○説明員(浦島喜久衛君) 割引歩合を申し上げますと、売渡月額五千円までは百分の五、五千円から五万円までは百分の三、五万円を超える金額では百分の一という歩合であります。

○松永義雄君 全然もらえない手数料の場合もあるのではないですか。例えば五十万円以上はくれない……

○説明員(浦島喜久衛君) 五万円を超えますと百分の一になりまして、その割引歩合が合計しまして、「一箇月一万千円をこえてはならない。」といふことになつております。

○松永義雄君 そうすると、或る限度に達して売つても手数料をもらえない

といふときが来るわけですか。

○説明員(浦島喜久衛君) さうでございます。

○松永義雄君 それがいふ売さばき所では、或る限度に達して売つても報酬がもらえんから、売らないほうが得だ、手間だけからん。而も只今おつしやつたやうに、たくさん印紙を置いておくとなればそれだけ金を立替えて置かなければならない。そうするとこういう売さばき所の人としてはなかなか小さい金じやないものですか、商売もうまく行かないといふことになりまゝ。例えば収入を幾らでも上げるといふことになれば、どん／＼一般の民間の商売と同じやうに売れば売ればこの労に報報するといふ制度にしたらいふやうに常識的には考へられますが……

○説明員(浦島喜久衛君) 以前は相当多額の金まで割引歩合があつたのでございまして、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律というのが二十四年にございまして、それによりまして、只今申しましたやうな制限を加えたわけでございますが、勿論これは売さばき所の金という問題もございまして、従来は非常に高く売つたために、非常に割引歩合が、手数料が多額に取得されたといふ点がございまして、その点多少各売さばき所によりまして不公平な点があるやうなところ、それからかような切手、葉書類はやはり郵便料金を納める一つの証票でございまして、かような証票から著しく利益を得るという点も、相当制限をする必要があるといふやうな点にございまして、この二十四年の法律によりまして割引歩合を改正せられました。

而もその最高額を一万千円に抑えられたわけでございます。

○松永義雄君 人間だつたら誰だつて欲があるのですから、これ以上売つたら利益を拂わんとすることになつたら、それ以上売る人はないのだから、売らないことになつてしまふのです、それに対して大臣はどういうお考えを持つておられますか。

○國務大臣(田村文吉君) 最近の法律により改正になつたことは、私も今承知したのでありますが、若しそういう点について不合理な点がありましたら、今御説のようなことも御尤もなことを考えられますから、今後研究して参りたいと思ひます。

○委員(小串清一君) 本案に対して別段御発言もないようでございますから、質疑は盡きたものとして、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。よつて討論に入ります。御意見のあるかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて、質疑、討論、表決の要旨を委員長が報告することとし、あらかじめ御承認願うことに御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないと思ひます。

それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名  
大矢半次郎 木内 四郎  
愛知 揆一 岡崎 眞一  
九鬼紋十郎 黒田 英雄  
小林 政夫 杉山 昌作  
森 八三一

○委員(小串清一君) 只今大蔵省の理財局長が見えましてから、米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案についての質疑を行います。

○木内四郎君 さつき理財局長がおられない間に質問しましたのですが、対日援助見返資金は、どうもその法律が非常に遅れておるような非難もありま

す。今後一体どういふふうに使われるのかということについても非常な関心を持つておりますので、現在見返資金がどのくらい余つておるのですか。運用状況、それから本年度内においてどのくらい入る見込か、或いは来年度においてどのくらい入る見込か、それから本年から来年にかけてどんなふう

に運用する見込かということについて、できるだけ詳しく御説明願ひたいと思ひます。新聞などにいろ／＼なことがあれこれと伝えられておつて、我々は少しも内容を知らないのですから詳細

に御説明願ひたいと思ひます。若し必要があれば速記をとめてもなんでも。

○政府委員(伊原隆君) 見返資金の只今までの運用並びに今後の見通しにつきましては極く概略を申し上げます。これは大臣とドッジ氏とが交渉をなさつておられた問題であります。大体におきまして、本年度の見返資金の収入面につきましては、入つて来るほうから先ず申上げますと、千九百十三億といふふうに入つておられます。繰入れがそのうち千四百四十七億、それからいわゆる利息収入等が四十四億、それから鉄道と電通に二百七十億投資をいたしておりますが、これを預金部に廻して

す。それから前年度剰余金約百五十二億合計千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

す。そのうち千九百十三億の収入があるものと一応考へておるわけでありま

十二億、造船が予定通り百三十五億、電力についてはなお交渉を残してありますが、少くとも百億といふふうに入つておられます。それから債務償還につきましては御存じのやうに五百億、その他連合軍住宅とか、脱脂小麦とかその他は百九十億、合計千三百八十億、少くとも千三百八十億程度に考へておられます。若しそうであるとすれば五百二十七億の繰越しといふふうになるかと考へておられます。只今までのところでは幾ら放出したかということにつきまして、実は急いで参りましたので、昨日現在の数字がございませんが、十一月末日で御勘弁願ひたいと思ひます。十一月末日までに出ました金額について申上げます。只今の計画に對しまして入りましたほうは十一月末日まで九百八十億入つておられます。繰入れが八百八十億、その他二十四億、九百十億、これに對しまして支出のほうは公共事業に對しまして二百億出ておられます。これは国鉄が三十七億のうち九十億でございます。それから林野が三十億のうち二十五億、住宅は、これは百億出ておるのであります。が、設立当初でありますために二十六億しかまだ出ておりませんが、公共事業は百十億出ておられます。公共事業に金として落ちておるのは二十一億でございます。私企業につきましては、引くるめて申上げますと百二十億出ておられます。海運の四十億、その他の二十一億、優先株式の五十二億、中小企業は八億、それからさつき申した九十億の系統のものが六十九億出ておられます。差引十一月現在の余裕金と申しますか、使用し得る金は六百七十億で

ございます。なお来年度の予算につきましては、まだ確定をいたしておりません。

その次の対日援助を幾ら見込むかといふふうなことがはつきりいたしませんのであります。大体私どもの手通しはつきませんが、大体私どもの手通しは千八百八十億程度の歳入と申しますか、収入面がありまして、これに對しまして、大臣からお話がありまして、今度には持つことになりま

す。輸出銀行に五十億、農林業に四十億、合計九十億、それから私企業に對しましては、今年よりやや少くなると思ひますが、電力、造船等に對しましては相当額の割当があるわけでございます。来年度は債務償還は見込んでおりません。来年度の方針といたしましては、大体入つて来た金は来年度に使用、今年には或る意味で見返資金は吸収超過でございますが、来年度につきましては、これを入つて来ただけは使うといふ、何といひますか、インフレーションにあらう、デフレーションにあらう、方針をどうしようといふふうになつております。簡単でございますが……

○木内四郎君 来年度の予想はまだはつきりされてない、これは無理なものと思ひますが、千八百八十億と予想される公企業の方は、大体預金部に肩替りをするといふか、預金部で担当をする、併し輸出関係で五十億、農林関係で四十億使われるとすれば、私企業の方は本年度と大体同じと言われる。債務償還も行わないといふと、来年入つて来たものをみんな使うといふのですが、何に使うのですか。

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

○政府委員(伊原隆君) 来年度のこと

は只今申上げましたように、はつきり申上げる段階に至っておりませんけれども、只今申上げましたように、公共企業には、輸出銀行に五十億、農林に四十億の九十億借り得る、あとは私企業が今年に三百七十一億でございするが、来年は多少それより少いが、まあ同じくらいということでございまして、繰越しが大体同じくらいになりますから、来年に入つた金は来年使うという考え方でございまして、

○木内四郎君 そろばんが、合わないように思うがどうですか。見返資金と言われたのは四百億くらいしかないでしよう。

○政府委員(伊原隆君) そろばんは合うのでありますが、公企業が只今申上げましたように九十億、それから私企業に対しては、今年よりやや少なめで三百五、六十億、それから進駐軍住宅とか、脱脂ミルクとか、そういうふうなものがあるという事になります。繰越しがございしますので、繰越しは今年と同じくらい、こういうことでございします。即ち簡単に申上げますと、来年の国民経済から吸収した金は来年中に放出する、従つて見返資金の側から、いわゆる何といひますか、デフレ的作用を起さないという方針になつております。

○木内四郎君 そろすると来年の千百八十億というのは、繰越しが六百何億あつて、来年見返資金が現実に入るのは五百億足らずということになるのですか。

○政府委員(伊原隆君) さようでございます。来年現実には、何といひます

か、繰越しを除いて現実に見返資金に入つて来るだろうと予想される金はおつしやつた通りでございします。

○野溝勝君 ちよつとお伺いします。が、あの公企業はさつき聞き漏らしたか、大体どのくらいですか。

○政府委員(伊原隆君) 今年でございしますか、来年でございしますか。

○野溝勝君 来年の予想。

○政府委員(伊原隆君) これはまだ未確定でございしますが、大体方針としては、公企業は来年は預金部からやるといふ方針でございまして、御存じのように鉄道に對しては、それから住宅公庫に對しては、それから通信事業等に對しては、預金部のほうから金を貸すということになつております。いわゆる公企業の範圍に屬しますのは、輸出銀行が五十億、それから農林企業が四十億、合計九十億と予定をいたしております。

○野溝勝君 そうすると先ほどの木内君の質問は、公企業は預金部から、債務償還はこれは出さないといふことになるのですが、どこへ一体見返資金をやるか、ちよつと私やつぱりわからんのですか。

○政府委員(伊原隆君) もう一遍お断りいたして置きますが、来年度の予算につきましてはまだ確定したことを申上げる段階に到つておりません。ただし現在の見通しをいたしまして御説明を申上げておきたいことをちよつと御了承願ひたいのですが、その見通しは、只今申上げましたように、対目援助が一体どのくらいになるだろうという予想を立てまして、その予想に基きまして今年の繰越しが五百二、三十億でございしますから、その繰越しと来年

現に入つて来る金とを混ぜまして千百億乃至千二百億程度の収入があるものと見ております。但し今年と同じ程度の繰越しを又その次の二十七年にいたしますから、使ひます金は約五六百億、こういうことになりまして、その内容は、公企業に九十億、それから私企業投資にまあ同程度、今年よりはちよつと少な目ということで三百五、六十億、それから進駐軍の住宅、その他の系統に百億といふことでございしますから、五、六百億の数字がここに出て来ると思ひます。従つて方針は、来年入つた金は来年使ひ、私経済に見返資金の側から繰越超過を起すことがない、こういう方針でございします。

○野溝勝君 そうすると今の大体わかつておるのは、公企業の農林と輸出銀行と進駐軍の住宅、それだけですね、はつきりしておるの。

○政府委員(伊原隆君) 私企業に對しては、今年と同じ程度出るといふこととでありまして、

○大矢半次郎君 本年度の債務償還の五百億というのはどうなるのですか。

○政府委員(伊原隆君) 見返資金の債務償還五百億といふのは、御存じの通り今年予定したされておるのでありますが、只今の見通しにおきましては、これを多分食糧証券を保有するか何かいたしまして、来年度にそのまま持つて行くといふことになるかと思ひます。これはまだ方針がきまつておりません。

○大矢半次郎君 それを加算すると繰越しが千億以上になる……。

○政府委員(伊原隆君) さようでございます。

○委員長(小串清一君) 只今理財局長から説明のあつた数字を表にして提出してもよろうに願つて、そうしてこの案については大体決定して見ようと思ひますが、皆さん御異議ありませんか。

○森下政一君 伊原さん、これは大蔵大臣に聞かなければならんことかも知れませんが、本年度の予算審議に、債務償還の五百億が大分問題になつたのです。これをやらなければいいじやないですか。それをやつたことによつて、これを財源として、例えば給與ベースの改訂とか何といふようなことは予想できるのじやないか、或いは中小企業の金融のためにその一部を廻すことによつて彼らの不況を打開することができるのじやないかといふことが非常に論点になつて、予算審議では採られ、ところが大蔵大臣の考え方では、將來この対目援助といふものが、米国の援助といふものが何時切られるかも知らん、年々減少して行くといふことが予想される、そうしなければ今のうちに健全財政を名実共に具現することのために、借金を少くして償くといふことが、財政の基礎を固からしめるゆえんだといふので、そういうふうな観点に立つて、是非これは償還をしなければならんのだと固く主張されたといふふうに記憶するのでありますが、そういう自主的予算が、今日なお五百億は償還を見合はしておいでになる、当時の野党の主張を聞いたでもなし、而かも償還をあれだけ力説されたのに、それを実施されないうち、而も只今伺うことになると、政府の見返資金に對する大きな転換が行われるように思ふのでありますが、その辺のことはあな

から説明のあつた数字を表にして提出してもよろうに願つて、そうしてこの案については大体決定して見ようと思ひますが、皆さん御異議ありませんか。

○森下政一君 伊原さん、これは大蔵大臣に聞かなければならんことかも知れませんが、本年度の予算審議に、債務償還の五百億が大分問題になつたのです。これをやらなければいいじやないですか。それをやつたことによつて、これを財源として、例えば給與ベースの改訂とか何といふようなことは予想できるのじやないか、或いは中小企業の金融のためにその一部を廻すことによつて彼らの不況を打開することができるのじやないかといふことが非常に論点になつて、予算審議では採られ、ところが大蔵大臣の考え方では、將來この対目援助といふものが、米国の援助といふものが何時切られるかも知らん、年々減少して行くといふことが予想される、そうしなければ今のうちに健全財政を名実共に具現することのために、借金を少くして償くといふことが、財政の基礎を固からしめるゆえんだといふので、そういうふうな観点に立つて、是非これは償還をしなければならんのだと固く主張されたといふふうに記憶するのでありますが、そういう自主的予算が、今日なお五百億は償還を見合はしておいでになる、当時の野党の主張を聞いたでもなし、而かも償還をあれだけ力説されたのに、それを実施されないうち、而も只今伺うことになると、政府の見返資金に對する大きな転換が行われるように思ふのでありますが、その辺のことはあな

から説明のあつた数字を表にして提出してもよろうに願つて、そうしてこの案については大体決定して見ようと思ひますが、皆さん御異議ありませんか。

○森下政一君 伊原さん、これは大蔵大臣に聞かなければならんことかも知れませんが、本年度の予算審議に、債務償還の五百億が大分問題になつたのです。これをやらなければいいじやないですか。それをやつたことによつて、これを財源として、例えば給與ベースの改訂とか何といふようなことは予想できるのじやないか、或いは中小企業の金融のためにその一部を廻すことによつて彼らの不況を打開することができるのじやないかといふことが非常に論点になつて、予算審議では採られ、ところが大蔵大臣の考え方では、將來この対目援助といふものが、米国の援助といふものが何時切られるかも知らん、年々減少して行くといふことが予想される、そうしなければ今のうちに健全財政を名実共に具現することのために、借金を少くして償くといふことが、財政の基礎を固からしめるゆえんだといふので、そういうふうな観点に立つて、是非これは償還をしなければならんのだと固く主張されたといふふうに記憶するのでありますが、そういう自主的予算が、今日なお五百億は償還を見合はしておいでになる、当時の野党の主張を聞いたでもなし、而かも償還をあれだけ力説されたのに、それを実施されないうち、而も只今伺うことになると、政府の見返資金に對する大きな転換が行われるように思ふのでありますが、その辺のことはあな

から説明のあつた数字を表にして提出してもよろうに願つて、そうしてこの案については大体決定して見ようと思ひますが、皆さん御異議ありませんか。

たから一応の御説明が願ひますか。

○政府委員(伊原隆君) 私は事務的の点につきまして御答弁を申上げたと思ひます。債務償還の問題は、御存じの通り、只今森下先生がおつしやる通り見返資金五百億、それから一般會計の系統に七百二、三十億あつたと思ひます。一般會計については御存じのよう、一部分といひますか、半分程度ほかの警察予備隊等に使ひまして、現在まだ三百億程度残つております。これにつきましては、本年度内に債務償還をいたす予定であります。そこで問題は見返資金の点であります。見返資金は、御存じのように世界各國で同じ性質を持つておる経済協力局としてのECAの援助と、性格的には、占領下でありますから見返資金といふ名を使つておりますが、ECAと同じ性格でありまして、この考えでは第一にインフレ、デフレの調節である。そのインフレの虞れのない場合には、一部経済の投資に充てようといふ考え方をとつておると思ふのでありますが、今年の総合的資金計画を全体眺めまして、見返資金と、預金部の金以外の部分におきまして、いわゆる輸入のユーザンス制度等を取りましたために、只今の見返資金と預金部を除いた部分の国庫からの繰越といふものが非常に多くあるものであります。例えば外為の放出超過といふものが二十三億を超える予定でございまして、これは輸入のユーザンス制度を取りましたためと、それから輸出が増加いたしました等々による原因でございします。従つて財政全体といたしまして、見返資金と預金部にこの程度の金を置くことが適當であらうという考えで使われないで置い

たから一応の御説明が願ひますか。

○政府委員(伊原隆君) 私は事務的の点につきまして御答弁を申上げたと思ひます。債務償還の問題は、御存じの通り、只今森下先生がおつしやる通り見返資金五百億、それから一般會計の系統に七百二、三十億あつたと思ひます。一般會計については御存じのよう、一部分といひますか、半分程度ほかの警察予備隊等に使ひまして、現在まだ三百億程度残つております。これにつきましては、本年度内に債務償還をいたす予定であります。そこで問題は見返資金の点であります。見返資金は、御存じのように世界各國で同じ性質を持つておる経済協力局としてのECAの援助と、性格的には、占領下でありますから見返資金といふ名を使つておりますが、ECAと同じ性格でありまして、この考えでは第一にインフレ、デフレの調節である。そのインフレの虞れのない場合には、一部経済の投資に充てようといふ考え方をとつておると思ふのでありますが、今年の総合的資金計画を全体眺めまして、見返資金と、預金部の金以外の部分におきまして、いわゆる輸入のユーザンス制度等を取りましたために、只今の見返資金と預金部を除いた部分の国庫からの繰越といふものが非常に多くあるものであります。例えば外為の放出超過といふものが二十三億を超える予定でございまして、これは輸入のユーザンス制度を取りましたためと、それから輸出が増加いたしました等々による原因でございします。従つて財政全体といたしまして、見返資金と預金部にこの程度の金を置くことが適當であらうという考えで使われないで置い

たから一応の御説明が願ひますか。

た、あと今度は問題はその五百億を幾つかの国債を買つて潰してしまふかどうかという問題であります。また先ほど申し上げましたように全然方針が確定してありません。現在のところは食糧証券を持つておるのであつて、それで今年のうちはそれを持つて来年に渡さうかというところが大体の考え方のようでありまして。ただ今確定をいたしてやりません。例えばその食糧証券を潰してしまふということになれば、債務償還を潰してしまふか、持つて渡さうかということについてはまだ確定をいたしてやりません。

○委員長(小串清一君) それでは米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案について御質疑はございませんでしょうか。……御質疑がないと認めて直ちに討論に入ることによつて御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 然らば討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ〴〵賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。本案について衆議院送付の原案通り可決することに賛成のかたの御手を願います。

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

たようであります。そのほかに、更に最近問題になつておりますのは超過所得税、これを創設することが問題になつておりました。たしか最近の情勢によりまして、アメリカの下院におきまして、最近の四九年以前の三カ年でございまして、それに比しまして、利益が増大した場合におきましては、増大した部分のたしか七五%だつたと思ひますが、超過所得税を創設するといつた、こゝういふ案が政府から国会に勧告になりまして、その案が下院を通過したやうに聞いております。ただこれは相当やはり難題等によりまして、問題がございまして、最終的にどういふうになりますかは、まだ私も確実なところを聞いておりませんが、アメリカでは相当再軍備に關連しまして、軍事費が嵩みますので、所得税、法人税、特に超過所得税等の問題が最近国会で大いに論議されておることは事実であります。大体の模様は、そういう模様であります。細かい正確なところは資料によつて調べて、適當な機会に御報告したいと思ひます。今の情勢はそういう情勢でございます。

○委員長(小串清一君) 次は所得税法臨時特別法案について御審議を願います。

○松永義雄君 議事進行ともちよつと關係があるのですが、アメリカの法人税、軍事予算の進行についてどういふふうに進んでおるか御報告願います。

○政府委員(平田敬一郎君) アメリカの法人課税の制度は、最近までは大体所得税といたしまして二万ドルを超えております所得に對しましては、四二%の税率を比例税率で課税いたしております。それでそれ以下の少い所得につきましては、若干軽減した税率で適用いたしておるのでございますが、これに對しまして、最近御承知の通り、相当増税の意見が出て来ておりまして、特に本年度から再軍備に關連いたしまして、個人所得が約二割増税になつたやうであります。法人税につきましても、たしか二割程度増税になつ

たようであります。そのほかに、更に最近問題になつておりますのは超過所得税、これを創設することが問題になつておりました。たしか最近の情勢によりまして、アメリカの下院におきまして、最近の四九年以前の三カ年でございまして、それに比しまして、利益が増大した場合におきましては、増大した部分のたしか七五%だつたと思ひますが、超過所得税を創設するといつた、こゝういふ案が政府から国会に勧告になりまして、その案が下院を通過したやうに聞いております。ただこれは相当やはり難題等によりまして、問題がございまして、最終的にどういふうになりますかは、まだ私も確実なところを聞いておりませんが、アメリカでは相当再軍備に關連しまして、軍事費が嵩みますので、所得税、法人税、特に超過所得税等の問題が最近国会で大いに論議されておることは事実であります。大体の模様は、そういう模様であります。細かい正確なところは資料によつて調べて、適當な機会に御報告したいと思ひます。今の情勢はそういう情勢でございます。

○松永義雄君 まあ日本の景氣……指数でありますけれども、とにかく下半期には相当日本の景氣もよくなつておるかといふと……よくなつておる現象を呈してなければならぬのであります。が、而もこれに對する将来の見通しはなかなかむづかしいであります。うけれども、多くのその方面に通ずるかた〴〵の意見によるといふと、相当この経済事情というものは長く続くのじやないか、こゝう言つておつた。或る人は恒久的だと、こゝうまでも極言して

おるやうな事情であります。昨日大蔵大臣にも質問いたしましたのであります。が、とにかく勤勞階級の負担は相当重いのです。これは主税局長の前で申し上げては失礼ですが、大蔵省のかたがたにしては住民税には困つておるといふことで、これはひとり住民税ばかりでなく、事業税についても同様です。中小企業者の困難状況は私が申上げる、説明するを待たないのであります。然るに一方自然増収が非常に殖えて来て、そして大蔵大臣の答弁にもありましたやうに、法人税の増収が殖えて、我々の極めて算聞ではありますけれども、僅かな知識によつても殆んど今まで相当借金を背負つておつた鉄の会社がどん／＼借金を返しておるといふやうな場合で、非常に景氣がいいやうで、ひとりこれは昨日申上げた殖の中の上場株ばかりでなく、そのほかの中小の会社でも相当に潤つておるところがあるやうに見えておるのです。我々

といたしましては、これは今度の税制軽減問題にしても、もとより悪いことではないと思ひますけれども、併し又半面、こゝうした減少はすでにもう目に見えておるにもかかわらず、こゝうした対策は今日ここに現われておるところの何に見えていない。私が申上げるまでもなく、負担能力があるところから税金をとるといふことは、世界各國にこれは通ずる議論でありまして、アメリカとかドイツとかいふことは、アメリカとの、昨日大蔵大臣に聞いたので、言われたことが何を言つておられるかよく意味がわからなかつたが、只今御聞きすればアメリカの法人税の取扱についても私は参考とすべきものがあるのではないかと思いますので、

是非通常国会においては十分御研究を願つて、税制の一つ或る程度徹底した、根本まで徹底した改革を出して頂きたい。即ち勤勞階級の負担を軽くして、負担能力のあるところはどん／＼かけて、ただ配当々々と配当をしない、或いはそういう税金を拂うだけなら配当をしない。ちやんと再建の合理化なら合理化をやるといふまじめな一つ政策をとるやうに付けて行かなければならぬと思つたので、或る一時の景氣で、裏口食堂はなくなつたでしょうが、又元のやうにどん／＼やん騒ぎが始まつて来る。こゝういふことは経済財政政策ばかりでなく、國民の間に相当不平を刺戟するものがあるのじやないかと思つたのです。一つあなたも将来大蔵大臣になるつもりで、本當に徹底的な税制改革をやつて頂きたい。希望だけを申上げて置きます。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今の御意見でございますので、或いはお答えするのはどうかと思ひますが、お話を通り私ども所得税が重いといふことは全く同感でありまして、少しでも歳出を減らして所得税の軽減に當てたい、或いは租税の自然増収もできる限り所得税の減税に當てたい、當てるといふことが、取りあへず大部分が勤勞所得税の減税といふことになるわけでありまして、本年度、今補正予算に出しております控除率を来年一年間延ばしますと勤勞所得で三百億、申告所得税で三百億……ちよつとこれは減らしたと思ひますが、その前後の実は減税になるのではありません。まあ勿論正確な計算はまだ確定いたしておりませんが、大体の申上げにくいのであります。大体の

大つかみといたしまして、所得税で六百億程度の今の案を引延ししますと減税になるのではありません。で私ども、所得税が何と申しまして一番よい税でございませうけれども、まあ控除、税率等につきましては、この委員会におきましても前国会から御意見がございまして、できるだけ何と申して軽減したいというの、納めやすい形にしたいというの、私も現在の一貫した考えでございまして、その点御了承願いたいと思ひます。然らば問題は、法人税を引上げてまで更にやるかと、こういう問題になるかと思ひますが、この問題になつて参りますと、若干或いは見解の差が出て来るのではないかと思ひますが、これは御承知の通り、今相当法人方面におきまして、資本を充実せしめる。これは何と申しまして、そういう御意に立つ限りにおきましては、今日異論のないところであらうかと思ひますが、そのためには、最近お話のように法人企業も成績を収めておりますが、この利潤を超過所得税みたいなのを設けて、相当大幅に取つてしまふのがいいのか。或いはこれはやはり法人税といたしましては、三五%程度の税率にいたして済まして、できる限り社内留保を多くし、配当にしまして再投資するといったような方向に刷致いたしまして、極力法人の事業の拡大を図つて行くのがいいのか。これはそこに問題があると考へるのでございませう。そういうことで、一部では特需景気で非常に利益の余計に出ておるものがあるから、やはり超過所得税のようなものを起したらどうかと、そういう意見もあるの、ございませうが、

ただそういうことによつて増収を図つてまで所得税を軽減したほうがいいか。或いは今申しましたように、そういう資本蓄積の必要、法人企業の更に一層の発展の必要を考へまして、まあ税率といたしましては、更に一層は引下げないが、三五%ぐらいの税率でそのまゝにして置くほうがいいか。まあ私も只今の段階ではそのまゝにして置いたほうがいいのではないかと思つております。併し今後の財政需要如何、今後の国際情勢如何によりまして、日本で更に事情が變つて参りますれば、これは又別な考へ方もとらなくちやならんかと思ひますが、今のところは暫らくできるだけ法人が社内利益を留保いたしまして、それで設備の向上、拡張のほうに刷致したほうが、結局日本の将来のためにいいのではないか。それが結局は勤労者の賃金が上りまして、勤労者の生活水準も上るゆゑではないかというのを考へますと、單に利益がいいから、そういうドラスタチックな超過所得税みたいなものを徴収するのがいいということには、すぐ結論は下しがたいと思ひます。併しお話の点は確かに税制論上の一つの問題でございまして、私どもそういう問題につきましては、始終注意いたしまして、十分なる検討を遂げたいと考へます。

なお住民税が法人にかかつておるもので、同族会社等の場合に負担の不均衡があるという議論もあるようございませうが、この辺の問題は少し検討したほうがいいのではないかと思つております。これも法人に対する一貫した非課税の方針に出ておるのでありまして、これをどの程度にするかということは、将来研究を要する問題であると思つております。法人課税につきましては、そのようなことを考へておりますので、御参考までに申上げまして、御意見の点は十分考へたいと思つ次第でございませう。

○松永義雄君 大体僕も素人ですから何ですが、終戦後一応財閥解体だとか、集中排除だとか、人々の暮らした状況も一応均等になつたと仮定いたしました、その後におけるいわゆる自由主義、民主主義、僕ら大蔵大臣に対して悪口を言うのではないが、アダム・スミスの今から一世紀も二世紀も前の経済論をそのまま応用して、勝つていい敗けるやつは敗けた方がいい。そうしてたま／＼ここに至つて景氣が出て来て一部の方が非常によくなつて来たというふうな数字を見ますときに、我々としてはもとより所得税の減税は主張したものでありますが、半面非常に所得の殖えて来た連中に税金を殖して行くという考へ方を、その率をどうするかというとは別にしても、とにかく殖して行くということには、別に不円滑ということはないと思ひます。それがどういふ形で法人税に行か、或いは一般所得税の高級所得者に対して税率を殖すか、方法はいろいろあるかと思ひますが、要するに終戦後皆一生懸命やつて、食うや食わずで弱肉強食の生存競争の中で勤勞階級は窮乏に墮れて、一生懸命やつて来たにもかかわらず、勤勞階級は生活に苦しんでおるにかかわらず、一面そうした非常に大きな金を儲けて、通貨価値も違ひますから、別に驚くとも当たらないと思ひけれども、実に何億とか何千万とかいつたような金が集中しておるものもあるの、でありますから、そういう連中から税金を今より以上に取つて、そして均衡化を図るといふのが普通の途ではないかと思ひます。ただ徒らにアダム・スミス式に、勝つたほうがいい、敗けたやつが悪い。それが国民の富を増すのだというふうな考へ方はどうかと思ひます。であります、多少はそこに調和が必要なら、ただ民主主義がいいのだ、自由主義がいいのだというふうな考へに立つての財政政策というものは、双手を挙げて歓迎すべきものであると考へるのとは間違ひではないか。どこの國だつて統制というものがなければならぬのであつて、いやしくも政府というものがあれば、そこに一つの政情というものがあつて、それがあつて以上は、民主主義といふものにも限度があるといふことは、どの雑誌にも書いてある。それはどの程度に統制があり、どの程度に自由があるかといふことは、そのときその國民生活の安定を求めるとにその程度をきめるべきであつて、ただ民主主義がいいと言つて、極端な自由競争といふことをやる場合において、それに任せておいて、現在において勤勞階級は一生懸命やつておるにもかかわらず、お前は力が足りないから苦しむのだと、儲けるやつはどん／＼儲ける。私は配当のことと言つたのだが、非常に苦しんでおる人があるにもかかわらず、三割なんという配当をやる。それは紡績会社の配当なんかはいいの、かも知れませんが、併し同じ会社の中で、おれのところはよくない、おれは資本家の間でも妬みといふものがあるの、ましてや勤勞階級といふものは一

生懸命やつておつて苦しんで行かなければならぬので、たま／＼一つの偶然の機會に富を得た者に対して、今のやうな税率で行くといふやうなことはどうかと思ひます。つまり、大所得者に対しては税率を殖して行く必要がある。それは形はいろいろあるでしょうが、そういう考へを持つて進んで行くことが必要ではないかと思ひます。から、将来の大蔵大臣に御答弁願ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) なか／＼むずかしい非常に重要な問題でございまして、輕々にお答え申上げるのはどうかと思ひますが、ただ只今の非常に高率配当ではないかという点は、私も専門的に見まして、実は表面の率だけで判断されるのはどうかと思ひます。と申しますのは、現在の会社の資本金といふものは、非常に名目的に会社の実体資本に比べて小さくなつておる。最近は大體拂込資本が二千万くらいかと思ひますが、再評価をやりますと、再評価額が四千億以上超えるようございませう。それを資本に振替えますと、従つて資本金といひましては三倍くらいものになるわけでありませう。従ひまして、小さい名目資本に対して、たとえ三割の配当でありましても、会社の実体資本によりますると、やはりそれほど高い率ではない。勿論さうでない会社も中にはございませうが、平均して見ますと、私は、その五割とか何と申すか、配当もございませうが、それだけで非常に高率配当をしておるといふことは輕々に言えない点が多いのではないかと思ひます。配当所得なんかも、戦前に比べて殖え方は非常にまだ少いので

す。戦前におきましても配当所得が十億前後あつたかと思ひますが、昨年あたりは約四十億くらい、今年は特許会社は外れまして一般会社が配当いたしました。これは四億になると思ひますが、それにいたしまして全体といたしましてまだ配当金も相当高いのは、これはどうもつちかといふと小さい所得の場合におきましても、以前の第一所得は殆んど配当所得があつたのであります。十、十以上の普の所得者を見ておきますと八割以上は所得してあります。ところが最近殆んど配当所得が潰れて、これは戦後の社会改革とインフレの両方から来ておると思ひますが、最近の大所得者は殆んど営業所得者であつて、而も或る年に非常に儲かつて番附表の上に行つたかと思ふと、その次の年にはもう中には潰れてしまつておるようなものもあるような大所得者の現状でございまして、これはやはりよほどまだ戦前と比べて、その辺のところは、まだ、何と言いますか、常態に戻つていないという感じを強く持つておるのでございます。従いましてこういうときにおきましては余りお話をうやな点も、確かに税制の上で考えなくちやならないフアクターだと考えますけれども、それを強調し過ぎますと、却つて生産等に悪影響を及ぼします。そうしますと生産者の勤労所得も、生活水準も道になか／＼上らないといふことにもなりますので、やはりその辺のことも考えまして、そのとき、妥当な政策をとつて行くよりはかたないではないか。まあそれが一番いいのではないかといふようなことで、そういうような点も併せて考えまして、お話を点はいろ／＼検討す

べき問題も多いと思ひますが、むしろ私たちがいたしましては全体としてできるだけ減税をいたしたい。勿論増収を図つて減税をするといふことも一つの方法でございしますが、先ほども申し上げましたように今日におきましては余りこの際急激にお話のようなことをするのは、今の段階では如何であらうか。もう少し実力がその辺にまで備はりましてから、又そのような考え方の税制を考へるのもこれは一つの方法かと思ひますが、現在の段階におきましては若干利益は殖えて来て、更にその利益を社内に残して設備の拡張改善をやる余地を残して置くほうが、やはり将来の経済界のため、延いては勤労者のためではないかと考えております。そういうような点を今考えまして、今妥当な政策が定められるべきではないかと考えられる次第であります。これは非常に生産の問題でございまして、私は断定的な意見を申し上げることは差控へたいと思ひますが、考え方の要点だけを申し上げまして御参考にいたしたいと思ひます。

〇松永義雄君 かなりの配当が名目的な資本に伴つて……まあ一応そうも考へます。併し賃金も同様である。ただ我々の言うのは要するに配当などというものは不勞所得である。それで戦前と違つて財閥が解体して多数の株を持つておるといふ人はないと思ふのです。併し漸次この頃、会社に投資して株を買ふといふような現象も現われて来てゐることでありまして、まあ配当でも余計出さなくちや株を買ふ人もなかなくと、一応はそうも考へられますけれども、併しそれは戦後日本の状況といふものはそういう安易な氣持

で言われるものではないと思ひます。昨日大蔵大臣が言われた通り、金全体から見たら率は低いか知れないが、これは昔から皆そういう議論をするので、それでごまかそうとしていられるのかも知れませんが、お互いに苦しいですから、だから将来の再建のために苦しみを耐えて行くといふならそれでいいでしょう。社内留保をして、それでどう／＼建設資金等に廻して行くといふことはいいことだと思ひます。併し何しろ困つておるのに三割も五割も配当して、それは皆に均霑して行くのはいいかも知れませんが、併し氣持、考へ方が今の財界は思ひ上つてはいやしないかといふことを、我々には考へられるのでありまして、とにかく僕も、この間アメリカの雑誌をちよつと見たのだが、一つの会社の経営といふものが如何に利益を挙げたつて……まあ挙げてもないけれども、仮に挙げたにしても、その会社の内部といふものがお座なりなことでは、そういうものに対しては投資価値がないのだといふような、こういう記事を見ておつて、まあそれはただの参考にしやうと思ふのですが、国内に不平を残しておいて、そうして一部の社内留保をやする、器具を講入する、どん／＼配当をする。これで日本の富が殖えたといふ。併し一部の階級の富が殖えたことになつて、日本の富が殖えたことになつても知れないが、決してこれは幸福なことではない。それはこの間あなたがおいでになつての話である。この戦後追放になつて、今度解除になつた加納久朗さんが、こないだ戦後百億ドル残したと言つておられた。それは結構なことであるけれども、第一次欧州大

戦のときの二十七億ドルが、今日の日本の国を誤つたのである。金ができるといふことは結構だけれども、そのできた金の使い方を誤つたために、今日の日本の状況を來たしたのである。私は、余りことを焦つて、急いで、そうして再び又車をひつくり返すようなことがあつてはならないと思ふ。それは具体的にどういふことかといふと、税率の問題は経済のことであるといふ考へを持つております。當つておる言葉かどうか知りませんが、大蔵大臣に研究して頂きたいと思ひます。

〇森下政一君 所得税ですが、今度の御提案は、税制一般の改正というわけではないので、特に源泉徴収についての減税になるように措置するといふことを重点的にやつておるようですが、この臨時措置で基礎控除が引上げられておる。扶養控除が引上げられておる。これはかねてから前回の税制改正のときに私たちの要請したこと、その要請にはまだ来ていないけれども、進歩して来た。ところでこれらの控除が引上げられておるのに、特別控除が、全然臨時的な措置であるけれども、考へられておらない。特にその中でも、戦争の不具者に対する控除、医療に対する控除といふようなものは、これは暫定的な措置として直ちに取上げることができないといふようなことがあるかも知れないけれども、少くとも不具者に対する控除、これは扶養控除同様考へられていないのじやないか。これが閣下されておるといふことは、折角前回の税制改正のときにも非常にこれらの人から感謝されたこと、臨時措置が閣下されてしまつたと

いふことになる、前回の政府の施策といふものが帳消しになつてしまふのではないかと考へられます。これはなぜ一緒に、扶養控除同様引上げられて、同様に臨時措置を講ぜられないのか。この点私大變納得に苦しむのですが、これは何か考へがあるのですか。

〇政府委員(平田敬一郎君) 取りあえず……今のお話につきましては、所得税の負担に最も關係のあります扶養控除、基礎控除、税率、これを要綱に示しております。引上げ引下げをやりますれば、所得税の負担額がどうなるか。その税額と、それから今の税額との差額ですね。これを軽減しようといふ方法を採用したわけでございますが、これはいづれ大臣からお話と併せまして、所得税の改正法律案を提案して、今度こそ本格的な処置を講じたいといふ予定でございします。今お話のような戦争の不具者その他の控除につきましても、大体同様の考え方で行く予定であります。不具者につきましても、今の予定は、扶養控除と同じで一万五千円まで引上げる予定であります。これは早く本改正案に織込んで提案する見込でございします。なおそのほか未決になつております未亡人控除、老病疾控除、こういう問題につきましても、なお若干検討、考慮をいたしておりますが、できるだけ合理化を図りまして、お話のような趣旨が一層今後徹底するように私どもとしてはして参りたい。これを今急いで臨時措置に織込まなくとも、本改正でもよろしかろうといふ考へでございまして、別段不具者控除の一万二千円を据置／＼考

まとめたような次第でございします。そ

の辺がこのシャウブ勸告と我々と違つておる点でございまして、官庁方面の実状は我々に大分よくわかつておりませんが、大分我々の案に近いところで話ができまふたということを率直に申し上げてもいいかと思ひますが、そういう点は非常に力を入れて努力しておりますというのを御了承願ひたいと思ひます。併しなお理想を言うに十分でないか、そういう点はやはり一挙にはなかなか解決したい問題でございまして、今後更にそういう問題につきましては検討を加へまして、適切な時期には更に一層税率の合理化を図つて行くことに努めたい。このように考へておる次第でございします。

○森下政一君 大蔵当局の非常な御熱心な御努力にもよることと思ひますが、同時に一面シャウブ博士が全国を行脚されてよく日本の国民生活の実態を把握されたというふうなことも基因することと思ふのですが、シャウブ勸告といふものはドッジ公使が日本の財政経済方針に対していろ／＼大蔵大臣に要請しておるのに対して、シャウブ勸告には多少幅があるような感じがするのです。伸縮性がある。それならばこそシャウブ勸告の通りに大蔵省は実施しておられない。むしろこれを破つて日本の国民の突状に即して講じておられるような面が見える。そこで今のような非常に御苦心をなさつておることは私は大変結構だと思ふのでありますが、前回最初の勸告のときに勤労控除といふものが二五%であつたのが一〇%になつた。そしてこれはひとりの給与所得者だけに二五%認めてゐるのが適當でない。これを一〇%に下げ

ろといふことで、結局農業所得或いは営業所得といふものを同様勤労階層と見るのが妥當といふような考へ方だつたが、これはどうなんですか。結局その勤労控除といふものをシャウブ勸告には反するけれども、又元へ来つて二五%でないまでも一〇%少しでも引上げるという考へ方になると、農業所得なり或いは営業所得のほうが負担が軽減される。つまり税率を減らすという一つでも狙いを達成する近道じやないかという考へ方が考えられるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今度のシャウブ勸告では、御趣旨の通り農民、漁民についてだけ一割の控除を認めた。昨年はお話の通り給与所得者だけに二五%の控除を認め、農業所得、営業所得に比べてハンデキャップが大き過ぎる、一割くらいでやつたらという勸告も実はいたしましたのであります。ところが当時としましては私もやはり世間の反響等を見まして、勤労控除を一割にまで直ちに圧縮するといふことは、これはどうも理論に反してゐる。やつぱりまあ少くとも五分程度多くして一割五分程度の控除にしたほうがいい。これをやるために約百二、三十億用意したのでございします。八方説明に努力しましてやつと実現いたしましたようなわけでございします。ところで今度は勤労所得の一割五分はそのままシャウブ博士は別に触れておりません。そして農民と漁民についてだけ一割控除したらどうか、こういう提案を行なつておるわけでございします。これはいろ／＼問題がありまして、どうするかまだ研究中で、断定的

な結論はまだ得ていないのでございします。この問題を解決するためにやはり今お話の通り農民漁民に一割控除を認める場合に、勤労所得者について一割五分据置きでいいかどうか、これは確かに一つの問題でございします。給与所得者につきましては、それから営業、中小の事業所得者、殊に大工、左官、理髪屋といったような主として勤労に依存してゐるところの営業所得者といふものが相当あるものでございします。それから医師、弁護士等はこれは殆んどやはり少しレベルが高いのですが、やはりこれは給与所得的な、勤労所得的な要素が多い。そういうものをほつたらかして置きまして、農民、漁民についてだけ一割控除を認めていいかどうか、これはなかなか問題が多いのじやないか。私は今回のシャウブ勸告は率直に申し上げまして、少し理論から外れてゐる点がありはしないかといふことは実は感じておりました。この問題はもう少し私よく検討いたしました。結論を下したい。で御承知の通り最近の所得税は、さつき松永さんからも御指摘がございしましたが、殆んど勤労所得と農民、漁民と中小の所得者、それが実は大分負担しておると言つてもいいくらいであります。所得税の力のあるような人、昔の所得税階層といふような面から所得税の収入が出ておるのが少い。納税者の数から見ても殆んど営業者の納税になつておりまして、所得税、固定資産税はそういうものに依存してゐる。それを引いてしまつたように勤労者には一割マージンを置いて、あとはマージンを置かない。あとは基礎控除、扶養控除をできるだ

け上げたほうがいい。或いは基礎控除、扶養控除を余り上げないで置いて給與所得者には二割控除する、農民、漁民、営業者につきましては一割控除する。これはなかなか問題が多からうと思ふ。むしろ今の段階におきましてはやはり低いという非難があります。この基礎控除、扶養控除を更にできるだけ上げて、それからそういうような問題を解決して行くというより、まづ何かといふところの感を持つております。従ひまして勤労所得を五%更に控除いたしますと百億、二割五分で二百億ぐらゐ減収になります。それから農業所得者だけでございますと、農業所得が今度扶養控除の拡張等によつて減りますのは四、五十億だと見ておられますが、営業者等に拡張しますと二百四、五十億ぐらゐの金額になる。そうすると全体の財源の問題になつて来ると思ひまして、ちよつとこの問題の解決はもう少し見送らざるを得ないのじやないかといふ見通しであります。その辺のところを所得税全体のスケールとして考えまして、私どもいたしましてはできるだけ妥當な額に将来は向かいたいと思ひます。現在のところはそういうふうな考へております。今度の所得税の改正から……、農業所得税は、これは御承知の通り十から十五万の平均でございします。それで昨年から家族が多い事従者の控除を認めまして、世帯当りの扶養控除が平均確から四五人になつておりますから、去年より一人ぐらゐ値上げております。従ひまして扶養家族控除を上げますと、負担が相当減る、大体推計して……正確な数字を出しておりませんが、農業所得

税は改正しない場合に比較しまして四割減る。一番減るのじやないかと思ひます。勤労所得よりも、営業所得よりも……、そういう事情もございします。で、例の農民、漁民に対する特別控除の問題はもう少し研究したいと思ひます。率直にこの辺を考へております。ことを附加して参考に申上げたと思ひます。これは所得税の構成上の非常に大きな問題でございします。私ども今申上げましたような角度からよく検討いたしまして早く結論に達したいといふふうに考へております。

○森下政一君 只今の御説明の通りに農民、漁民の控除額といつたものは、これはシャウブ氏の勸告であつて、一方営業所得者に控除しないといふことは、これは主税局長と全然私同感です。これは私は片手落ちの措置だと思ふ。問題の所在はわかつておるが、解決は容易でないと云われるが、これは早急に考へてもらふ必要があるのではないかと考へます。

それからもう一つ、源泉徴収についての課税所得の刻み方の問題であります。段階の刻み方の問題、これは前の税制改正のときに大分あなたとこの委員会でも論争しまして、現行法の刻み方は、下のほうではその幅が二万乃至三万となつて、一段階ごとに五%ずつ税金を高くするといふことは乱暴だといふことを私が申上げたのであります。私の言う通りにするならば百数十億の減収を予想しなければならぬので、今日の財政上困るというところで、当時の輿論の支持を受けて断行されたのであります。今度も当時主張したのにやや近いような刻み方になつて来たと思ひます。思ひますが、私は甚だ氣

に食わんことは、一番数の多いところから税金を取らなければならぬとあな  
たが考へておられるところで、や  
や私どもの主張に近付いたことをな  
さるかと思ふ、すぐに今度は五十万  
円以上のところをばつと外して、五十  
万円超百万円というように、金持をか  
わいがることをやつておられる、何で  
こんなことをなさるか。これをこうい  
うことをやらずに放つて置いて、むし  
ろ五十万円以上のところに、或いは七  
十万円とか、或いは八十万円とかい  
うような段階を設けられて、そうして税  
金をかけられてもいいじゃないか。あ  
なたの説明によると、そんなものは人  
数が少いというならば、少人数のもの  
のくらいを切ることは、税法の体裁か  
ら言つても、或いは下層階級に満足さ  
せるゆゑんだと思ふ。よしんば一  
歩譲つてそうでないならば、五十万円  
超を据置いて、一方富裕税のほうで少  
し税率をお増しになつたら私は容易に  
増収を図る途があると思ふ。ところ  
が我々の言ういわゆる勤労大衆、そ  
こをも少し高くしてもらいたいとい  
うことと、税の課税所得の刻み方をや  
や進歩したことをなさるかと思ふと、  
すぐ一方右の手で以てそれをやつて、  
左の手では金持を大事がることをや  
る。これは平田主税局長の意図でな  
く、自由党の性格がそこに現われて來  
るのかも知れませんが、この改正案  
に非常な憤懣を感ずる。非常に  
憤懣のあるところでありますが、こ  
ういふ点は、而も今度のは一つの臨時  
的な措置であり、四月一日からの根本  
的な改正ではやが、これは試みにやつ  
ておる。更に構想を新たにしてい

かると言われるなら、私はこれは鵜呑  
みにしてもいいと思ふ。昨日大  
蔵大臣に質して見ると、これはこのま  
ま四月における根本的な改正になつて現  
われて來るに思ふ。そこで、そ  
も社会党としての立場が、この案に對  
する態度をきめるのに非常に憤懣とこ  
ろがある。これは何んぞこんな  
ことをなさるのですか。上のほうを  
放つて置いたらいいじゃないのです  
か。そこで併せて聞きたいのは、さ  
き二十万円を超える金額、これは一つ  
のポイントをなしておると言われる  
が、これは私も同じような考えを持  
ております。頂いた資料にそういうよ  
うなことがあるかも知れませんが、こ  
の謄写版の印刷が非常に不鮮明で、こ  
れを読むのは頭痛の種です。殆んど見  
ることができないのですが、一人人数  
にして課税所得の総額についてどうい  
うふうな配分になつておるのかとい  
うことを示してもらいたいと思ひま  
す。

○政府委員(平田敬一郎君) 全く前  
会でもよく御指摘になりました。点、  
私どもでもできるだけ考へまして取入  
れたつもりでございまして、所得税  
の税率等につきましては、一番不合理  
だと思つておりましたのは五万、八  
万、十万、十二万、十五万、こ  
ういふふうに刻み方が行つてゐる。こ  
れは率直に申し上げまして財政事情が  
許さなかつた。こういうことをい  
ふ。最後に、さういふことを前国会で  
申上げたつもりでございまして、こ  
の点は本年は財政事情が若干許すよ  
うになりましたので、それを真つ先に改  
正して八万円と十二万円の刻みを取  
つたのでございまして、今度の税率の改

正による減収の大部分はそれから來る  
のでございまして、大体六百億のうち、基  
礎控除の引上げによりまして百六、七  
十億は切れます。扶養控除の引上  
げによりまして二百二、三十億、それ  
から税率によりまして百五、六十億、  
これは私は概算で申上げておるわけ  
でございまして、本年度の補正予算に  
関係ございせんけれども、来年度の  
本格税制案を出します際に精細に計算  
いたしまして、十分御審議の資料に  
いたしたいと思ひますが、大体概算を  
申し上げまして御参考にいたしたいと思  
ひます。所得税の六百億減ります内訳を  
申上げますと大体さういふふうにな  
ります。これは精算の結果は若干狂い  
があるかも知れませんが、大体間違ひ  
ないと思つております。さういふよう  
な状況になつておるのであります。而  
して税率も八万円と十二万円をちよん  
切つたことによりまして減る部分がそ  
中の大部分でございまして、上のほう  
もちよんとすらしじやないか、それは  
どうも賛成できないというお話でござ  
いまして、併しこれはもう少し違つた  
角度から考へて頂きますと、今日百万  
円という所得は一体どのくらいの購買  
力を有する所得であるか。これを考へ  
ますと、この五十万を百万にしたから  
といつて、さう森下さんから御非難を  
受けるほどの問題じやないのじやない  
か。戦前の貨幣価値に換算いたします  
とこれは低い所得でございまして、二  
百分の一にしますと幾らになりますか、  
五千円の所得に相当する所得の最高税  
率といつたしましては、これは率直に申  
上げましてまだもう少し上に行つたは  
うが、それはいいのじやないか、五十  
五でいい、それはいいの、御意見の差はござ

います。これは率直に申し上げまして  
本質を要する、それからさつき  
お話のように成るべく高い税率とい  
うことでございまして、結局納税者が  
申告をしない。税務署もよく調べま  
しても税法通り徴収するだけの勇氣が  
出て來ない。さういふような事情も  
ございまして、今の段階でいたしまし  
ては、私はやはり五十五ぐらいでやつ  
て見ようかと思つておりましたが、た  
だ所得階層から申しまして五十万円を  
百万円にずらしたということは、それ  
ほど歳入に及ぼす影響もございせん  
し、御非難を受けるほどの問題では  
ない。むしろ税率の改正におきまして  
大部分といふものが八万円、十二万  
円の階級を取つちやつた、さうして順  
次税率を上るほうにずらして行つた  
といふのが率直な改正の案でござい  
ます。さうして中二十万円前後の  
課税所得の限界税率をどうするか。こ  
の点若干率直に申上げて、今申し  
ましたように必ずしも理想でないとい  
ふと思いますが、先ずこの辺まで行  
れば相当な税率になるんじゃないかと  
いう感じでございます。併しこれは勿  
論先ほどもお話がございましたよう  
に、所得税につきましてはまだ、相  
当やはり重いのでございまして、や  
はり財政事情の許す限り減税を圖つ  
たほうがいいんじゃないかと考へてお  
りますが、来年度の財政計画等と関  
連しまして、大体の見通しの下にや  
ります。併し本格的な改正案をい  
ずれこの国会に提案いたしますので、  
その際にいづれ詳細な資料を提示し  
まして、更に御説明いたしたいと思  
ひますが、或る程度さういふことを  
頭に入

れまして暫定措置を御審議願ひたい  
といふことを附け加えて置きます。

○森下政一君 今来年度年間を通じて、概算ではあるが、所得税のこの通  
りのものを履行するといふと、基礎控  
除において百五、六十億、扶養控除に  
おいて二百二、三十億、税率を動か  
すことによつて百五、六十億と言わ  
れるのですが、そのほか何でしようか。

○政府委員(平田敬一郎君) 概算で申  
上げておりましたが、そのほか若干控  
除の改正をやるかやらないか研究いた  
しておりますのが若干ございまして、殆  
んど大部分基礎控除と扶養控除と税率  
です。

○森下政一君 それで税率の中で五十  
万円以上を五%落したといふことによ  
る減収はどれくらいになつておるの  
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは今  
ちよつと正確に計算したものはござい  
ませんが、必要でしたらちよつと時間  
をお與へ願ひますれば見当をつけて申  
上げますが、大きな額ではございま

せん。

○森下政一君 それからもう一つ伺  
いますが、今上のほうの百万円あたりの  
所得を戦前のものに換算して見ると大  
したものじやないというお話がありま  
したが、それと同じ觀念で下のほうへ  
して行くならば、下のほうは本當に微  
微たる収入である。これは戦前に換算  
して行けばさういふことになると思  
ひますが、そこで五万円以下の金額が百  
分の二十から出たおるわけですか。

これは百分の十とか、或いは百分の五  
ぐらいで出たおるわけには行かんもの  
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは五

万円以下の税率は、五万円というところには意味があるのでございまして、控除した残りの所得金額でございまして、これは例えば今度の改正案によりまして、五人世帯ですと、子供が三人ありますと今の控除は年額七万一千七百六十五円、改正案によりまして八万八千二百三十六円、こういう控除になります。奥さんと子供三人ですと、これはお手許にお配りしました要綱のうしろにたしかくつけてあると思いますが、一番最後の表のところですが、税制改革要綱とございまして、そのうしろの最後の表の下の方にたしかくつけてあります。

○森下政一君 課税の最低限が書いてありますね。この軽減額ではないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) たしかくつけて置いたと思いますが、子供三人の場合でございまして、現在は勤労所得の場合は八万五千八百八十三円、非課税になるというのはこれだけ控除することになるのです。

○木内四郎君 子供三人ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 三人でございまして。奥さんと子供三人、つまり五人世帯です。それが今度十萬五千八百八十三円になります。だから五人世帯ですと勤労所得十萬までからなく、十萬円までからないと同時に、その代り所得額より低いのであります。例えば十一萬の所得でございまして、課税所得は五萬四千ぐらいになる。こういうわけでございまして。

○森下政一君 子供二人のときは幾らになりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 子供二人のときは七万一千七百六十五円が八万

八千二百三十六円になる。独身者の場合現在では二万九千四百十二円ですが、改正案によりまして三万五千二百九十五円。

○森下政一君 子供三人のときは現行法で行く。

○政府委員(平田敬一郎君) 八万五千八百八十三円です。ですから課税所得五萬以下というものは控除した残りでありまして、税率は二〇%といつて非常に高いようですね。税額というものは実は非常に低いのです。私はこれは五萬円をもつと上にずらし、例えば最初十萬円といつたようにしますと、これは或いは二〇%ではない。こういうものは少し無理なところが出て来るであらうかと思ひますが、これは今のような控除した残りでありまして、先ず二〇%でも控除と税率を適用して出て来ます税額というものは、そこへものが出て来るわけでありまして、それとからみ合せましてこの税率をきめておるわけでありまして、これを低い税率にしますと、徒らに小納税者に手数料だけかけるということになりますので、先ずその辺の税率でいいのじやないか。問題は今おつしやいましたように五萬円を超えまして、更に八萬円を超えたとすると税率が高くなつて来るので、十萬、十二萬といふふうには累進税率が高くなつて来る。これは何と言ひましても一番欠陥ではなかつたかと思ひますので、それを修正することを考えた次第でございまして、これを申上げて置きます。

○森下政一君 それはおつしやる通り五萬以下というものは、控除した後の課税所得と言われましたが、それは了承しますが、それに関しては今御指摘

のように夫婦と子供三人では、改正法によると課税の最低限というのは十萬五千八百八十三円といわれますが、それよりちよつと上廻つた収入があればかかつて来るわけですね。そうすると月額にして見れば微々たるものでもかかつて来るというように、これはなるのじやないかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 免税になるかならないかは、お話の通り控除によつてきまひまして、かかる場合は税率が低くてもかかつて来ます。一〇%にいたしましても……、だからいやはくも納税してもしらうならば零細な税ではなく、一定額を超えたものは或る程度納めてもらつたらどうかと思ひます。控除前の所得が十一萬円で家族が四人、子供二人の場合、この場合でございまして、勤労控除が少し違ひますが、十萬五千八百八十三円でこれより少し多くなりますが、その残りにかかひます。仮に残りの分が四千元といたしますと、課税所得の四千元の二割でございまして、八百元、そういうような税の負担になつて参ります。それから元の所得に對しましては、控除前の所得に對しましては十一萬円に對して八百元ということではございまして、これは一%以下の税の負担になる。こういうような関係に相成るのでございまして。従ひまして課税最低限ですれのところは、控除します結果二〇%であつても税額は非常に少いといふことになる。そういう点を併せ考えまして、先ず下のほうは二〇%で置いていいのじやないか。こういう考えでございまして。併しもつと低くてもいいのじやないかという御議論も確かにあると思ひますが、やはり納めてもらふといふことになりますれば、或る程度納めてもらふのが手数になりますので、税率の刻み方としてはこういうのがいいのじやないかというものが、大体の今までの研究の結果そのようになつております。併しなお研究いたして見たいと思ひます。

○木村八郎君 最初に、僕は今まで来られないで後になつて質問して申訳ないのですが、まとめて御質問したいと思ひますが、今度の税制改革に對する我々の態度をきめるについてお伺ひして置きたいのですが、明年度も税制改革を考へておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般も大臣から本委員会でお答へがございまして、大体所得税につきましては今年度提案しておりますのを年間に延ばして、基礎控除と扶養控除と税率とを来年度もこれで行く、今回提案いたしておりますのは一月から三月までの勤労所得に對する暫定軽減だけを出しております。これを年間に延ばしまして基礎控除三萬円、扶養控除一萬五千円、税率も大体そういうような税率で所得税をかける、このように考へております。

○木村八郎君 今森下君から質問がありました。このアメリカとかイギリスの税率ですね、その最低税率は日本より低いのじやないかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 最低の税率は一〇%ぐらいのところ、一五%ぐらいのところ、いろ／＼ございまして。

○木村八郎君 ですから、日本でももつと下げていけないといふことはな

いふことになりますれば、或る程度納めてもらふのが手数になりますので、税率の刻み方としてはこういうのがいいのじやないかというものが、大体の今までの研究の結果そのようになつております。併しなお研究いたして見たいと思ひます。

○木村八郎君 最初に、僕は今まで来られないで後になつて質問して申訳ないのですが、まとめて御質問したいと思ひますが、今度の税制改革に對する我々の態度をきめるについてお伺ひして置きたいのですが、明年度も税制改革を考へておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般も大臣から本委員会でお答へがございまして、大体所得税につきましては今年度提案しておりますのを年間に延ばして、基礎控除と扶養控除と税率とを来年度もこれで行く、今回提案いたしておりますのは一月から三月までの勤労所得に對する暫定軽減だけを出しております。これを年間に延ばしまして基礎控除三萬円、扶養控除一萬五千円、税率も大体そういうような税率で所得税をかける、このように考へております。

○木村八郎君 今森下君から質問がありました。このアメリカとかイギリスの税率ですね、その最低税率は日本より低いのじやないかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 最低の税率は一〇%ぐらいのところ、一五%ぐらいのところ、いろ／＼ございまして。

○木村八郎君 ですから、日本でももつと下げていけないといふことはな

ますから別として、最近階層別国民所得の、これは大蔵省から出たわけなんです。これは我々資料も頂いたわけですが、二十三年度、二十四年度の……、ところが今度のシャウプ税制改革は平田さん御存じのようになつたシャウプ方式に大体則つてやつた二十三年度の所得が大体基礎になる。それで我々は頂いた資料で二十三年度の所得にいろいろな指数を掛けて割出して、それで階層別国民所得を推定して税率をきめたわけですね。ところが実際に頂いた二十三年度及び二十四年度の階層別国民所得を見ますと、シャウプさんの予定したと非常に違ひます。大分違ひます。そこで我々シャウプさんの想定した階層別国民所得を基にしてきめた税率というものが問題になつて来ると思ひます。これは例えば五萬円以下の、これは控除を引いたやつですが、所得がシャウプさんのあれですと非常に大きくなつて、百萬元以上が非常に小さい。こういうことになつておるのです。ところが実際に照らして二十三年度、二十四年度のあれによりまして、五萬円以下の所得は、控除後でありまして、そんなに多くないですね。シャウプさんの想定したのと非常に違ひます。そこでそのシャウプさんの基にして考へた税率というものは考え直さなければいけないのじやないか。あの階層別所得を基礎にして作つた税率である、これはやはり実際の税負担の公正というところから行くと、これは公正じやないのじやないかと思ひますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話は所得の階層別調であると思ひます

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話は所得の階層別調であると思ひます

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話は所得の階層別調であると思ひます

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話は所得の階層別調であると思ひます

が、たしか木村委員の御要求がありまして差上げましたのは二十三年度、二十四年度申告所得の統計がやつと整備いたしました、それに基づきまして税額等の推定計算もできましたので、その資料を差上げたわけでございます。本当はもう一つ勤労所得の階層別を調べる必要があるのであります。ところでこの勤労所得の階層別調ということはなかなかむずかしいのでありまして、全会社から出させるということは大変なことでありまして、サンプル調査をやりました、それで推計というふうな方法をいたしておりますが、これはなかなかむずかしい問題でございまして、簡単に正確なものを出て来ない。併し私どもは大体次の国会にはその資料をお出しすべく目下一生懸命作らしてあります。どうしても或る程度サンプル調査に基いて推計調査をやるよりはかたない。去年出したのも勤労所得の推計をいたしましたのを一緒に出したわけであります。併しこの申告所得を取り過ぎたというお話のような点もありませんが、勤労所得になりまして、課税所得五万、十萬、十五萬、特に五萬以上十萬程度のところが相当多い。これは営業所得よりもより多いのであります。その辺のところもありまして、お話のようない点が若干あつたかと思ひますが、税率は私どもそういうことも一応元にしておりまして、勿論そういう点も併せ判断いたしました、常に正しい税率を作ることに勉強いたしてあるわけであります。率直に申しまして、昨年の税率は余りよくない。殊に先ほど申しましたように八萬、十二萬あたりの階級を設けるといふことは、如

何にもどうも税率といたしまして適當な欠くのではないかと、このことを痛感いたしましたので、今回は財源が許しましたから、その辺を修正いたしました、税率を作つたような次第でございます。今度の税率で御指摘の点はよほどよくないと思ひますが、なお併しこれはお話のようない点も考慮いたしまして、さつき申上げましたように将来研究の余地は確かにあるかと思ひます。

○木村八郎君　しよつちゆう論争に於けるのが、平田さん御存じの通り、その百万円以上の高所得のほうの推定ですね。あれは都留さんなんかも調べて来ているのですが、非常に問題だと思ひます。この間主税局長から伺いますと今度の申告所得者の賦課決定額、あれをうんと落す。落して勤労所得のほうは自然増収で見込む。こういうことになつてゐるが、その基礎は最初のシヤウプ方式をやつた形式が杜撰であつたために、実際の所得を調べて見たらさうでなかつたので、實際所得に基いて今度計算し直したので、その結果としてこの落すほうが出て来る。こういうことだと思ひますが、併しそれはまあ今言つても追つ付かないかも知れませんが、今までシヤウプ方式で税率をきめて、さうして納めた人に対してはこれは非常な不公平なことになるのです。納めてしまつた人にとつては……

○政府委員(平田敬一郎君)　最初の問題を先ずお答えいたしますが、これは私は今のお話がどういふ趣旨がよく呑み込めないでございまして、税率といたしましては所得の大体推計をいたし、更にどの程度の収入を期待するといつたようなことも考へまして、そのときの財政需要と脱み合してできる限り受当な税率をきめるといふことになつておるわけであります。本年度の、二十五年年度の改正で行いました所得税に相当期待を多くしたために、税率等も勢い下のほうから上げざるを得なかつた。こういうふうになつておるわけでありまして、これは来年度相当見通しがつきましたので、その辺は今修正する。さうして全体としてしましては、併し今年はいかにその税率ですべての人が負担を受けているわけでございますから、今年として特に著しく所得間に不公平があるといふような点はない。今度の御議論からは出て来ないのではないかと。問題はさういふところにあるのではなくて、常に申しますように所得の的確把握が一体でき得るかどうかといふことが問題だと私は思

うのであります。そういう問題からいふと、これはなかなか問題が多いといふことは議論し盡されてゐる通りでありまして、然るが故に大蔵省におきましては、調査官制度を設けまして、大所得者に対して実額調査を決定する。二十五年年度からの百万円以上の個人の所得につきましては調査官が全部インベストメントをやりまして、それで更正決定をいたしたわけでありまして、それを八十万円程度に差当り引下げよう。将来はもう少し下げるかどうかという問題がございまして、さうして成るべく大所得者につきましては所得を的確に把握する。これをやつて行こう。これができなければお話の通り公平にならぬといふのは御指摘の通りでございまして、それを正確にやるべく今努力いたしておるわけであります。従ひましてさういふ意味でございまして、それは確かに御意見の点は當つていふと思ひます。それは結局運用によりまして極力改善を図つて行く。税制の上におきまして、さういふ無理な税率を設けまして或る人は納める、或る人は納めないといふようなことがないよう、五五%程度でとめるという一種の勇断も実は加へまして、實際上の負担が不公平にならぬように税制の上におきまして、運用の面におきまして改善を図る考へで進んでおるのでございまして。その点都留さんのお話も要約するとさういふことに歸一するのではないかと、さう考へます。

それからも一つ、後ほど御指摘になりました問題は何か結論というか方針をきめておるのか、さういふ方見方でございまして、これは私どももいたしましては決してそんなことを事前

前に断定してゐるわけではございませ

ん。滞納につきましては、できるだけベストの方法を盡しまして徴収をする。従つて納めにくい所に行政処分をやりまして結局納まらんとしたような態度は避けまして、納税者の実状をよく調べまして、実態に即応してできるだけ徴税を促して行く。さういふ方向で目下鋭意努力しておるわけでありまして。さうして昨年から六百何十億圓越しましたが、そのうち二百七十億圓程度今年入るだらう。これは見込であります。もつと入るかも知れません。或いはさういふ行かんかも知れませんが、先ず今の情勢ではその程度入るだらうといふ見込で、見積りとしてはい

いだらうといふので二百七十億圓過年度の予算を計上いたしております。今年の分につきましては歳入予算の性質に鑑み、この額を出してあります。さうして、今年の七月の予定申告に現われまして所得を元にして、それから本年はこれは前年の所得を大体基本にしておりまして、今年の所得がどのようになりまして、今年度の所得がどの他に分かちまして指数を出して、それで總所得金額を算定しまして、それ新税法を当てはめまして、幾らの税額になるか計算しますと、約一千五百五十億圓になるのであります。そのうち七五%、二割五分程度はさうして、年度末の關係もございまして翌年度に繰越さざるを得ぬだらう。これは滞納があるわけでありまして。さういふ見

積りをしまして、結局申告所得の見積りをいたしておるわけでござい

ます。今お話のような記事は少し主客顛倒いたしておると思ひます。さういふつもりで頭からかかつてやつてゐるわ

たし、たしか木村委員の御要求がありまして差上げましたのは二十三年度、二十四年度申告所得の統計がやつと整備いたしました、それに基づきまして税額等の推定計算もできましたので、その資料を差上げたわけでござい

けではございません。それ／＼滞納分につきましては、今申しました趣旨で極力徴収する。本年度分につきましては、所得の査定はできるだけ実査を多くして、個々の納税者の実質所得をつかむことに努力しまして、一方において申告をよくし、調査を徹底しまして、適切を図る方針であります。そのような方針でござります。そのますれば、今見積つておりますような所得税の見積りになるようでございます。したら、今のお話になりました記事は、何かわかり易く書いてあるものではないかと思ひますが、少しどうも私どもの発表するものではないということに御了承願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 ちよつと、いろ／＼重大な法案を持つておりますし、党において相談する事項もありますので、大分長時間に亘つて質疑してありますから、一時この辺で休憩されて、七時頃から再開されては如何ですか。

○委員長(小串清一君) 只今から休憩することに御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) じやそれまで休憩をいたします。

午後四時三十二分休憩

午後七時十二分開会

○委員長(小串清一君) 休憩前に引続きまして委員会を開会いたします。

○政府委員(平田敬一郎君) 先ほどの御説明に若干不正確な点がござりましたので、その後調べました正確なところをお答えしたいと思います。と申しますのは、外国の所得税の最低税率がどうなつておるかというお尋ねでございますが、イギリスでは課税所

得の最初の五十ポンドまで一二・五％になつております。それからアメリカは最初の二千ポンドまで二〇％、これが最低税率でございまして、これは最近までたしか一六％くらいだと思ひますが、今度の動議が起きましたから、所得税を増税しまして、二〇％、これは前の税率に引き戻しておるようでございます。

○大矢半次郎君 私はこの所得税の収入の見積りについて伺ひたいのです。配付を受けた資料によりますと、当初予算の源泉の所得税は九百八十三億であります。最近の見積りによりますと、千二百三十九億となつております。申告所得税のほうは、当初の予算は千五百三億、最近の見積りは千七百七十一億となつております。当初予算におきましては、両者の開きは五百億内外であります。最近においては殆んど同額、むしろ申告所得税のほうは少くなつております。これは勿論当初の予算は、昭和二十三年の実績を基礎にして、計算したのであるし、最近のは、本年度の最近までの実績を基礎として計算したのであります。からして、或る程度の差を生ずることは当然だと思ひますが、併しそれにしても、余りに開きが大きいのであります。或いは当初予算の見積りの際に何か適当でない資料によつて計算されておるのか、或いは又本年度の経路の特異事情によつてこういふことが起つて来てるのであるか、その点の御説明を願ひたいと思ひます。なお明年度以降も大抵源泉所得税と申告所得税とは、こんなふうな最近の見積りと同じような状況になつてゐるかどうか、その見通しについても伺ひたいと存じます。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税につきましては、只今御指摘の通り、今回修正いたすことにいたしましたわけでございまして、勤労所得税が相当増えたりするの、主として当初予算は、昨年の九月水準で横ばいという前提で税の見積りをいたした見込みでございます。ところがそれに対して、最近は一面にございましては、電産の賃金は先般も申し上げましたように、一七％増加しております。併しそれを元にしたわけでございまして、今度の見積りは、すべて最近までの更正課税実績を元にして、それを直接引き延ばしておるわけでありまして、従いまして最近までの賃金の増加による分が出て参りまして、このような結果になつたと見ておるのでございまして、従いましてこの勤労所得税に關する限りにおきましては、自然増二百五十六億、これは私も今の見方として決して過大ではなからう、むしろ賞與等を最近更に会社等で出すようになります、或いはこれに十分達するのじやなからうかと考へておるのでございまして、そういうものがすべて自然増の原因かと思ひます。それから申告所得税は、これに反しまして相当減になつております。これは今大矢委員からも御指摘がございました通り、当初予算は、二十三年の当初決定、それを元にして、昨年の、これもやはり九月前後の水準の生産、物価等の指数をそれ／＼乗じまして今年の見積りはいたして見たわけでありまして、ただ今年是非常に税法を根本的に変へましたので、若干見方に問題があつた点もあるようでございしますが、一番大きな原因は、今回は二

十四年分の当初決定にあらずして、予定申告に現れた二十四年分の最終決定と申しますか、審査その他で減額されたものが元になつております。それを元にしたしまして指数で伸ばして見たわけであります。そういたしました結果、実は相当の差が出て来ておることになつております。それでそれは一番大きな差が出て来た理由だと思つておりますが、更にその元を辿りますと、一つは法人なりが相当多くございまして、それによる減が相当最近多いようございまして、それがからもう一つは、これは見積りの問題になつて来るのでございまして、合算制度の廃止によりまして、申告所得税は少し私ども最初見積つたよりも余計に減つたようでございます。これは確かに見積りの仕方が、二十五年の最初の見積りが過大であつたかと思ふのであります。率直に申しまして、そういう点があれしして、結局本年度といたしましては、この程度の収入を見込むということに相成つたわけでございまして、これも、なお本年度分収入七五％という予定をしておるわけでございまして、七五％入るかどうが大分議論がございしますが、まあ私もといたしましては、今のところ前年と同様に見込むのが安当じやないかというので、この徴収率を予定して出しておるわけであります。まあ従ひましてこれは、私はやはり今度のほうがよりはりのじやないかというふうに考へるのであります。

来年度におきましては、賃金の増加と生産物価の上昇によりまして申告所得の増加、その辺にこれが若干出て来るかと思ひますが、その差ぐらゐは更に又違つた關係に相成るかと思ひます

が、大体におきましては、むしろ本年度の当初予算よりも今度の修正予算に近い両者の關係に相成るのではないかと申しておりますが、目下その正確な計算をいたしておりますので、精密には申上げかねますが、傾向といたしましては、今度の修正予算のほうに近いようなことになるのだらう。このようない見通しを立てておるのでございします。極く大局的に申上げますと、勤労所得は、二十四年分までは二割五分控除してございまして、一割五分の控除にいたして、これが勤労所得が申告所得に比へまして、二十四年度までの課税実績に比へますと変つたところの理由のようでございます。いま一つは、今申し上げましたように、大分会社になつたのが多くて、結局法人の所得と会社の所得、今までの個人の平均所得が低かつた、これが相當の額に達するようでありまして、先ず今の状況から申しますと、やはりこのような姿を圍くといふのがあつた傾向ではなからうかと考へておる次第でございます。

○大矢半次郎君 次に法人税の歳入見積りでありまして、これはガリ版で配られた資料に詳しく出ておりますけれども、ちよつと納得しがたい点があるやうな気がいたします。これは本年の四月から十月までの収入実績を基礎として、それが一年間に対するパーセンテージは、むしろ前年度よりも幾らか増してゐるやうにいたしておるのではありませんが、昨日大蔵大臣からの説明によりまして、本年度の下半期の各会社の業績が非常によくなつておる。こういうことでありますから、これはむしろ逆に今後の収入をもう少し多く見積るべきじやなからうかという気が

いたしますが、その点はどんなもので  
すか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は  
十月までの収入実績をとつて参つてお  
るわけでございまして、従いましてそ  
の実績の中には最近の情勢が若干は考  
慮に入つておりますが、フルには入つ  
ていない。こういう見方はお話の通り  
だろうと思ひます。ただ最近の状況を  
見ておきますと、今年の上期の状況か  
らいたしまして、昨年に比べますと、  
申告の成績が実は非常によくなつてお  
ります。昨年は大分更正決定の分が多  
くて、而も下半期に相当更正決定で法  
人税の収入を上げておられるような状況  
がございまして、そういう關係を考慮  
しますと、むしろ昨年よりも今年は下  
半期の入り方は、その割合から行つた  
ら少いじやないか、そういう点を考慮  
しまして、若干下半期の分を訂正した  
したのであります。でございまして、  
大体これは十月分までの実績を元にし  
ておりますので、その後の分を勇敢に  
織込むといふことはいたしていません。  
かような意味におきまして、大矢委員  
のお話のような点は若干あるかと思  
ひますが、今申しました申告と更正  
決定の昨年の状況等から照らし合せま  
して、先ずこの予算を作ります場合に  
おきましては、そういう見積りをする  
ほうが妥当ではないか、このように考  
えたわけでございまして。

○大矢半次郎君 次に減価償却のこと  
についてお尋ねしたいのであります  
が、減価償却につきましては、先  
般固定資産の再評価をいたし、又償却  
方法も明定いたしまして、問題の大部  
分は解決せられておりますが、ただ  
一つ重要なことは、耐用年数の改訂は  
まだ行われていないのであります。私  
どもこの夏地方に出た場合におきまし  
て、これらについて大分要望が強いも  
のがありまして。織物業者の關係、殊  
に化学工業方面におきましては、是非  
速かに改訂して欲しいという要望がご  
ざいました。これについては政府にお  
いても相当調査研究せられておるよう  
に伺つておりますが、最近の情勢、又  
いつ頃改訂せられる見込であるか、そ  
れを伺ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 償却の問  
題につきましては、今お話のございま  
したように、再評価をやることにより  
まして、相当償却は値えるようござ  
います。今までの償却によりまして、  
恐らく五、六倍ぐらゐの償却が経費と  
して差引くことになる見込でございま  
すが、お指摘の点、耐用年数の問題が  
未解決の問題として残つております。  
今、この耐用年数の問題につきま  
して、大きく申上げますと、年数自体を  
どう定めるかという問題と、それから  
もう一つは、陳腐化等による特別償却  
も認めるかどうかという問題と、それ  
から今耐用年数を適用します場合に  
おきましては、資産の残存価格を一概と  
一律に押えておるのでございまして、  
この一律で行くか、特例を設けるか。  
かような問題につきまして、目下全面  
的に再検討を加えておるのでございま  
す。そうしまして、考え方といたしま  
しては、耐用年数につきましては、化  
学工業その他、やはり最近の事態に  
応じて短かくするものは短かくする。た  
だ一律に幾ら短かくするといふ方法を  
とらないで、飽くまでも最近の企業  
の事態に即して、できる限り償却に  
よつて社内留保を殖やすといふこと

は、緊要な問題と考えますので、そ  
ういふ頭で年限を全面的に再検討した  
い。各団体の資料も大分集つて参りま  
して、目下大蔵省主税局におきまし  
て、専門家に検討されておるわけでご  
ざいます。

それから陳腐化による特別償却も、  
終戦後の非常に間に合せた設備が相  
当多いようでありまして、こういうも  
のはやはり速かに取換へまして、能率  
のいいものにする必要があるじやない  
か、そういう余地を運用で、なか／＼  
むずかしいのですが、一般の年限のほ  
かに、そういう特別償却を設ける方  
法、これは併し技術的にむずかしいの  
ですが、考えて見たい。

アメリカ等では相当やつておるよう  
でございまして、実は聞いて見ます  
と、なか／＼むずかしいらしいです。  
でございまして、やはり日本の産業  
の近代化と申しますか、設備改善を  
図る必要があるじやないか。そういう  
点も目下研究いたしております。でき  
ますならば、来年四月以後終了する  
事業年度の分から全面的に改訂案が適  
用になるように成案を進めたいとい  
うことで目下勉強いたしておりますが、  
耐用年数は御承知の通り非常に技術  
的にもむずかしい問題でございまして、  
十分私どもも検討に検討を加えました  
上で適當なものを作るようにいたしま  
す。かように考えております。

○油井賢太郎君 一点だけ伺ひして  
置きたいのですが、控除に扶養控除と  
か、或いは基礎控除というものがあ  
りますけれども、この所得に対するこ  
ろの率ですね。これは終戦後、或いは  
戦前と比べてどんな程度になつてお  
る。率がわかりだつたら、額はわか  
るのですけれども、所得に対する率、  
それもおわかりだつたらちよつと御説  
明願ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) お尋ねの  
趣旨がちよつとわかりかねますが、ど  
ういふ点でございましょうか。

○油井賢太郎君 要するに控除とい  
うのは、今度大要控除率を上げたとか  
何とか言つても、所得という、總体に  
対するところの率が上つていないけれ  
ば、これは控除率を上げたといふこと  
には實際にはならない。そういう見地  
からは、現在の、今度の改正法によつて  
国民所得との比率から言つて、控除率  
が幾らになつておるか。それが現在と  
果して戦前、或いは戦後の各年と比  
べてどんな率になつておるか。これは  
お調べになつたことではないか。

○政府委員(平田敬一郎君) 戦前にお  
きましては、御承知の通り第三所得税  
といふものがございまして、これは  
千二百円の免税点でありまして、基礎  
控除等は行なつていなかったものであ  
ります。扶養家族につきましては、た  
か二百円ございまして、一人控除  
いたしておりましたが、免税点の制度  
で控除はなかつたのでございまして、そ  
の代り控除はございまして、最低  
税率は非常に低い。だから百分の一  
とか、或いはそれ以下だつたと思ひま  
すが、そういう低い率で適用いたして  
おりました。従いましてそれとの比較  
は免税点の比較だと思ひますが、この千  
二百円をそのまま物価で延ばします  
と、これはえらい額になる。現在二百  
倍といたしますと、二十四万円、その  
二十四万円ぐらゐのところまでつき申  
しましたように、平均税率が二割ぐら

いになるといふことでございしますが、  
相当その当時に比べますと、所得税は  
高いものになつておるのでございま  
す。それから最近のあれから申しま  
す。むしろ私どもはこのように考へて  
おるのでございまして、二十四年度は  
御承知の通り、基礎控除は一万五千  
円、その後、物価水準は先般申上げま  
したように、二十四年度の平均に比  
しまして、最近九月の消費者物価指数  
は、それは一〇〇を下廻つておりま  
す。たしか九七か八だと思つておりま  
すが、今年の上半期はもう少し低かつ  
たですが、大体物価水準が二十四年と  
今年と大体同じ、来年も若干上るとし  
まして、大体同じといふことを考へ  
ますと、基礎控除を三万円にするとい  
うことは、これは相当私は実質的な引  
上げになる。物価が上りまして、名目  
所得が膨らむ場合におきまして、その  
名目的に膨らんだだけ控除を上げるの  
では結局元通りといふことになる。存  
在するのでございまして、物価が大体安  
定しておりますが、そこで基礎控除が  
倍額になるといふことは控除としま  
しては、相当の実は私は改善になるの  
ではないか、このように実は考へてお  
るのでございまして、なおその辺のこ  
ろはいろいろ細かく申しますと、なお  
研究すべき問題があると思ひます。け  
れども、極く端的に、常識的な問題と  
してお答えいたしますと、そういう点  
が一つの判断材料になるのではないか  
と、かように考へておる次第でありま  
す。

○委員長(小串清一君) ちよつと申上  
げますが、中小企業信用保険特別会計  
法案及び日本輸出銀行法案が衆議院か  
ら送付になつておりますので、この際

ちよつと舟山銀行局長からこの法案について御説明してもらつたら如何かと思ひます。そうして質疑に移つたらいいと思ひますが、よろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは舟山銀行局長。

○政府委員(舟山正吉君) 日本輸出銀行法案につきまして要点を御説明申し上げます。

この輸出長期金融機関の構想につきましては、この夏以来いろいろ案が考へられまして、その他、考へ方にも幾多変更があつたわけでございまして、最近やつこの形に固まりましたので、提案が遅れましたことは甚だ申訳ないことに思つております。條を追いまして要点を申し上げて見たいと思ひます。

第一條は輸出銀行設置の趣旨を謳ひましたものでありまして、一般の金融機関が行う輸出金融を補完し、奨励することを目的としたものであります。これは現在民間の銀行が輸出金融を行うに当りまして、いわゆるプラント等の長期金融を要しますものにつきましては、必ずしも市中銀行だけの力では十分にこれを賄ふことができませんので、かたわらその輸出増進というものが急務とされております現状に鑑み、市中銀行の行いますこの種の金融を輸出銀行がその機能の足りないところを補つて行くという趣旨を謳つたものでございませう。

第二條は、日本輸出銀行は法人格でございまして、公法上の法人といたします。全額政府出資でありますし、それから總裁、監事の任免は内閣總理大臣がやります。予算、決算については

国会に提出いたしまして審議を受けるのでございまして、これを公法上の法人といたしたのであります。

第三條は、事務所、差当つて主たる事務所を東京に置きますが、従たる事務所につきましては今後の推移に応じて設置することにいたしましたのであります。

第四條、資本金は百五十億円といたしまして、政府の一般会計と見返資金から折半で出すのであります。そのうち五十億円は二十五年度において、百億円は二十六年度において出資する予定になつております。

第五條の定款につきましては、特に申上げることもないかと存じます。第六條、登記、第七條は名称の使用制限、これにつきまして特に申上げることはないと存じます。

第八條の解散、日本輸出銀行の解散についてはそのときに法律で以て詳細に定めるといふことになつております。それから第二項は、日本輸出銀行が解散した場合におきましては、その残余財産は第四條第一項の規定にありますが、一般会計と見返資金から出資しているものであります。その出資の割合に応じてそれぞれ一般会計及び特別会計に帰属せしめるといふ旨を謳つております。

第九條につきましては特に申上げることもないかと存じます。

第二章、役員及び職員。第十條に、この銀行には役員として總裁一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く旨を謳つております。

第十一條につきましては、特に申上げることはないと存じます。

第十二條の役員の任命につきましては、

は、總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命いたすのでございまして、専務理事及び理事は總裁が任命いたします。

第十三條、役員の任期につきましては四年であります。当初任命にかかりますものにつきましては、この平理事三人のうち二人が二年、監事二人のうち一人が二年といたしまして、この任期が重なり合つて行くことになつて参るのでございませう。このことは附則に謳つてございませう。

第十四條は代表権の制限、第十五條は代理人の選任、第十六條は職員任命、特に申上げることはございませう。

第十七條、役員及び職員は地位でございませう。この日本輸出銀行は全額政府出資の特殊機関でありますところから、この銀行の役員及び職員は、或いはこれを國家公務員とすべきであるといふたような意見もあつたのであります。人財を採用し、十分に腕を振舞はすためにそれをいたしません。ただ刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなしまして、公務員とはなつておらないのでございませう。

第三章、業務。ここに日本輸出銀行の業務の範囲を規定してあるのであります。第十八條で、この三項目で業務の大綱を示してあるのであります。第一は、設備船舶及び車両を含む。及びこれら部分品等であつて、本邦で生産されたものを輸出する場合、並びにこれらに伴つて本邦からの技術の提供、例えば機械の据付等の技術、サービスの提供がしやすいたしますために、この銀行は本邦の輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対して資

金を貸し付けることが眼目になつております。但し銀行が日本輸出銀行と一緒にになりまして、その資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合に限るのであり、且つ資金の借入希望者が銀行を経由いたしまして、この銀行に貸付の申込をするときに限るのであります。このことは言い換へますれば、いわゆる参加融資をする場合に限るのであります。且つこの融資借入申込者から直接にこの銀行が申込を受けないといふことを謳つておるのでございませう。いろいろ輸出金融機関についての論議の経過におきまして、債務の負担及び引受もこの銀行の機能に加へることが論議せられました。最終案ではこれは省かれておるのであります。業務の第二点は、設備等を輸出し、設備及び技術を輸出いたしますために、市中銀行に對しまして、

この銀行が、市中銀行が輸出業者又は輸出品製造業者に手形貸付をし、或いは手形の割引をして、それらの手形をこの銀行で再割引をすることが業務であるのであります。それから第三は、例外的の場合になります。本邦から設備等を相手国に輸出いたします際に、当該外国政府、外国の政府機関等に対しては、この銀行が円資金の貸付をする場合を考へておるのであります。但書に「その貸付を受ける者が、当該貸付を受けることにより当該外国の法令の規定に違背することとなる場合を除く。」とあります。先方の國の爲替管理法令等に違背してはならない旨を注意した規定であります。第四号に「前各号に附帯する業務」とあります。これは、融資後の担保の管理、回収等の業務を考へておるのであります。

それから第二項に参りまして、以上銀行の行います資金の貸付又は手形の割引は、銀行が、通常の條件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、且つ、本邦からの設備等の、こちらから申しまして輸出の契約が現に締結され、或いは締結が確実になつた場合等に限るといふ趣旨であります。これを言い換へますれば、見越して、これを言い換へますれば、見越して生産等の資金は供給してはいけないといふこと、それから飽くまでこの銀行は市中銀行の補完作用の範圍に活動が限局せられるといふことを謳つたものであります。なお参加融資につきまして、案の審議の経過につきましては、この銀行と市中銀行との融資の割合を法律に謳つて見ようかとしたこともあつたのであります。これは最終案では削除になりました。業務方法書に謳うことに相成つております。

それから第十九條は、銀行の貸付の利率を謳つておるのであります。これを具体的に、年何分以下という規定をいたすことは避けまして、「輸出銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償ふに足るよう」といふことを謳ひました。余り低くなることを避けしめたのであります。資金を借りる業者から申しますれば、低いほうがよろしいのであります。これは一種の輸出奨励の方策ともなつたといふ疑いを持たれることを避けましたのであります。なお後段にありまして、市中「銀行の貸付利率及び手形の割引歩合を勘案して定める」といたしまして、必ずしも市中金利と同率でなければならぬといふことは、これを緩めた次第でござ

います。実際問題といたしましては業務方法書等に更に一段と具体的な基準を掲げることと相成るかと考えております。

それから次の項は、貸付利率は相手方によつて非常に不公平があつてはいけなく、同じ種類の貸付に対しては同一の金利でなければならぬという趣旨を諷つたものでございます。

それから第二十条は、貸付金の償還期限及び割引に係る手形の支拂期限を定めたものでございます。第一項に六カ月以上、三年以内というふうにいたしております。六カ月を超えるといはしたは、六カ月以内のものにつきましては、普通の買手の再割で賄える短期輸出金種であるという思想であります。それから三年に抑えましたことは、これまでのプラントものの輸出は大体三年以内のものが多くいうでありますので、一応ここで抑えたのであります。次の項におきましては、例外的の場合には、三年を超え五年以内のものとするが、できるといふに例外的を設けたのでございます。それが余りにこの期間を長くいたして置きますと、契約のときに支拂条件につきまして不利なことが出て参るのを防止する意図に出たものであります。

それから第二十一條は、この銀行の業務を営みます業務の期間を定めたものであります。設立の日から五年までは資金の貸付、又は手形の割引をすることができ、その後その後のことは又別途の措置に待つたわけであり、このままやりますと、五年を経過した後は既往の貸付の回収をなすといふことになるのであります。併しここでは一応五年を以て区切つたといふ

ことに過ぎないと存じます。

次に第二十二條は、業務方法書、營業の基礎となり、諸事項を業務方法書に書かすわけでございます。

それから第二十三條は、この銀行から業務の委託を受けた銀行の委託業務に關する役員及び職員に地位を規定したものでございます。

それから第二十四條は、この銀行の業務の性格を念のため諷つたものでございます。「日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、輸出金融に關して、銀行その他の金融機関と競争してはならない。」といはしてござい

ます。

第四章は會計、第二十五條は、事業年度を一年といたす規定であります。それから第二十六條は、この銀行の収入及び支出の予算は大蔵大臣を経由して、国会の審議を受けるということ

を諷つたものでございます。この点につきましても、輸出金融機関の事業計画全体について、国会の審議を受けなければならぬといふたような考え方もあるわけであり、例えば国民金融公庫等については、現在そういうふうになつておるのでありますが、その個々におきましてはただ收支の予算を国会の審議にかけることにして、その他の活動を自由にしたのでござい

ます。

それから第二十七條は、予備費の規定、第二十八條は予算の議決の規定、第二十九條は予算の通知の規定、特に申上げることはございません。

第三十條は、追加予算及び予算の修正の規定でございます。

第三十一條は、暫定予算の規定でございます。併し、大休国の會計の制度に倣

つたものであります。

第三十二條以下は、予算の執行でございます。三十三條で予算の流用を諷い、それから第三十四條で予備費の使用手続を諷つております。

第三十五條は、財務諸表の作成について若干の事項を明示しております。事業年度は一年であります。財産目録、貸借対照表につきましては、一年を半期ごとに分けまして、これを作成することを明示しております。損益計算書につきましては半期及び事業年度ごとに作成するものでございます。

第三十六條は決算の規定、第三十七條は決算報告書の規定でございます。

第三十八條、利益金の処分、これにつきましても、従来輸出銀行の利益金は全額国庫に納付するといふ考え方もあつたのでありますが、最終案におきましては、これを準備金として社内

に積立てるといふことに相成りました。「前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。」という規定になつております。

第三十九條は、資金の借入の制限でございます。日本輸出銀行は日本銀行、市中銀行、預金部等から一切借入をしてはいいけない。出資の範囲内で業務をするといふことを明らかにいたしております。

第四十條は、余裕金の運用でございます。この運用先と、この運用の方法を限定したてあります。

第四十一條は、會計検査院の検査。第五章、監督でございます。第四十二條は、大蔵大臣の監督に属する旨を規定しておりますが、「この法律の定めるところに従い」と規定いたしました

て、この法律に諷つております。範圍の監督権を行使する。その範圍は限局せられたものであるといふ趣旨を現わしております。それから第二項に参りますと、大蔵大臣は、報告を徴し、又は検査実施の結果に基づいて業務に關し監督上必要な命令をすることができるといふことを申しております。お

おむね金融機関に対する監督規定の字句と同様でございます。

第四十三條は役員に解任の規定であります。

第四十四條は、報告の徴取及び検査の規定でございますが、特に申上げることはございません。

第六章は罰則であります。これ又特に申上げることはございません。附則におきまして「この法律は、公布の日から施行する。旨諷つております。その他は特に申上げることもないかと存じますので、なお御質問によりましてお答え申上げたいと存じます。

○木村八郎君 銀行局長がおいでになる間に、只今の日本輸出銀行法案について簡単に御質問したいのであります。

○委員長(小串清一君) どうぞ。

○木村八郎君 これによりまして、存続期限は五カ年といふことになるわけでございます。第二十一條の規定でありますが、そういうことに解してよろしいと思ふのであります。

○政府委員(舟山正吉君) 貸付期限が五カ年かという御質問でございますが、

○木村八郎君 そうでなくて、この銀行の存続期間です。

○政府委員(舟山正吉君) この銀行の存続期間には期限はございません。解散の場合には別途法令を以て定めるといふことになつております。ただこの銀行の貸出の業務は五年を以て一応これを停止するといふ趣旨が諷つてあるわけであり、

○木村八郎君 そうしますと、この輸出銀行法案の狙いは相当長期の金融なんぞでございます。そうしますと、この非常に長期の金融ですと、五年たつたら貸し付けやいけな。回収の段階に入る。そうすると復金みたいのが又できる。こういうふうにもまあ解

釈できるのですが、それが非常に長期の金融機関であるだけに、業務が五カ年間といふことになる、非常にそこには不自然なように思ひますが、その点はどういうわけでございますか。

○政府委員(舟山正吉君) それはこういう輸出銀行の方式で長期輸出金融を補完して行く、奨励して行くといふことが果していつまで続くのであるか。將來の見通しはなかなか困難でございます。又その点は、この銀行の出資金と関連いたしますわけでございます。そこで一応五年といふめを立まして、それまでの貸付をするといふ規定を諷つたに過ぎないのでござい

ます。

○木村八郎君 一応こういう規定を設けたに過ぎないという、馬鹿に簡単に言われておりますけれども、併し最初から政府はそういうお考えだつたのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 只今申上げましたように、將來無限に恒久にこういう制度を続けて行くかどうかといふことにつきましては、まだ見当も見通しも立ちませんので、五年程度を一区切りにしたらいいかという意味であり

ます。

○木村八郎君 無限にかいとうと何です、少しおかしいですね、物ごと何でも常識で考えてもそういうことはあり得ないのですけれども、私が御質問しておるのは、政府が最初から五年というもので、これをお作りになつたということでは、趣旨に合わないと思ふのです。最初からこういうことでお考えになつたのですか。

○政府委員(舟山正吉君) これはいろいろ審議して参りました結果、最後にここに落ちついたわけでございます。

○木村八郎君 これは実際どうして最初がそうでなかつたように聞いておつたのですが、どうもこれは意外に思つておるのですが、その点實際のお話を……、速記をとめて頂きたい。

○委員(小串清一君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(小串清一君) 速記を始め

○木村八郎君 それから局長に伺つたのでは無理かも知れませんが、これは一つのいい例と思ひますが、日本経済新聞が、ドッジさんはプランを作りて来たのだ、こういうことを言つておるのです。大体池田さんとドッジさんとの懇談でできたことが我々は実行に移されと思つておつたところが、今度は折衝過程において變つて来るといふのは表面はおかしいですが、一応それで解決つたと思ふのが、折衝過程で段々非常に制約を受ける。或いは又困難になつてしまふ。その点は我々よく理解したいのですけれども、これは一つのいい例ですが、ドッジさんとの会談の結論は必ずしもコンク

リートではない。こういうふうに見ていいんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 大きな点を示されましても細目に亘りまして、特に法文の形にいたします際にはいろいろ細かい問題が出て参りますので、或る程度止むを得ないことだと思つておられます。

○木村八郎君 只今細目の問題と言われましても、私はこの存続期限を五カ年と切られた。同じような実質的には形になると思ひますが、こういう形では最初の政府の趣旨に合わないのじゃないですか。

○政府委員(舟山正吉君) 率直に申し上げます、まあ輸出を増進せしめますことも、客観情勢によつて非常に影響があるわけでありまして、又三年先、五年先の情勢というものは的確に予想がつかないわけでありまして、従つて五年というところで一区切りつけるといふことは、この制度をスタートし、又実行して行く上に大した支障にはならないと思ひます。五年たちまして、その次には又その次の方策がとれると考へまして、こういう考へ方を採用したわけでありまして。

○木村八郎君 私は非常に長期金融機関であるといふことを、例えばプラント輸出や何か非常に長期的な金融であるといふことを聞いておるのです。が、その期間が大体五カ年で、それからあと回収段階に入る。そうすると返し切れないものができるということになる、これは非常に困ると思ふのですが、これはどうですか。

○政府委員(舟山正吉君) 念のために申上げるのでございますが、個々の貸付期限というものは、原則としてある

のでございまして、例外の場合五年であります。そういう業務を今後五年間営むことができるということでありまして、五年たちまして今度は既往の貸付の管理、回収だけをするということになります。それでありますから、今から見て五年たてば回収される債権ばかりになるというわけではないのであります。

○木村八郎君 最後に、期限的に貸したのはあと五年間ですね。それからもう一つ伺いたいのですが、役員にはこれはまあ俸給はどのくらいで、どこで定めるのか、それをお伺いしたいのです。

○政府委員(舟山正吉君) この銀行の役員につきましては、国家公務員の規定から外しましたこともその同じ精神から出ておるのでありますから、有能な士を多数招聘いたしまして、政府の掣肘をできるだけ外しまして、それらの人々の判断によつて活動して頂くといふことで、そこで総裁は年俸百二十万円、専務理事は百万円、理事及び幹事は八十万円以内といふことになつておりまして、補正予算に計上してあります。

○木村八郎君 日銀総裁はどのくらいですか。

○政府委員(舟山正吉君) 年俸百二十万円です。

○木村八郎君 同じですか。

○政府委員(舟山正吉君) さようでございまして。

○油井賢太郎君 この法案は、まあ国会を通ればすぐ実施することになつておるので、恐らく局長のほうではこれに對するところの何といひますか、事業計画なんかできておると思ふのです

が、どんな程度にやつておりますか。資料をお持ちですか。

○政府委員(舟山正吉君) これは先ほども一言申し上げましたが、大体この銀行がインシヤチブをとりまして、これのプラントの輸出には金融をするという建前をとらないのであります。市中銀行が長期資金を貸したいけれども、非常な困難を感じておるような場合に、短期融資だとか、或いはその銀行の手形をこの銀行へ轉寄せるといふ形で保持し、保管するといふ立場に立つわけでございます。それでありまして、それからこの輸出銀行がこれの事業計画を持っておらないのであります。

○油井賢太郎君 これはあれですか。第十八條の目的といふことは、どういふ事業にだけだけのパーセンテージで行きたいとか、政府としての希望なり、意見といふものは別にないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 十八條には融資の方法が規定されてあるものであります。例えばプラントの収入によりまして何に幾ら融資しなければならんといふようなことは、初めから考へておらないのであります。

○油井賢太郎君 そこでこの法案を出しになる動機ですね、今までこういう業務がなかつたために、日本の輸出が非常に満足でない状態にあつたといふその状況ですね、それは銀行局長としてどの程度にお考へになつておりますか。

○政府委員(舟山正吉君) こういう制度がありましても、民間銀行の力によりまして、或る程度のプラントものの輸出は実行されて来ております。併

し民間の力といたしまして、どうもこの市中銀行だけではこの種の金融は背負ひ切れない。国家機関の援助が要るということが言われまして、この銀行の誕生となつたわけでございまして。

○木村八郎君 この政府出資でございまして、これは年度内に全部使われるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 差当つて五十億出資いたしますが、三月までに使ひ見込でございまして、現在通産省の調べによりまして、すでに契約ができておるもので、三月までに資金として受出するのは二十二億円であります。それから今後成立する見込を持つておりますものが十五億六千万でございまして、合計三十七億六千万でございまして、こういう輸出銀行ができますれば、これを利用するといふ見込のものも相当額に達しておる次第でございまして。

○木村八郎君 そうしますと三十七億六千万、このほかに多少又加えるとして、十億ぐらゐは余裕が残らないのですか。十億ぐらゐは……。

○政府委員(舟山正吉君) これが動き出しますれば、非常に資金の需要が多いので残らないと思ひます。

○木村八郎君 十億は残らなくても七、八億ぐらゐ残るようなことをちよつと聞いたのですが、本当に残らないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 四、五億程度は或いは繰越しになるかも知れませんが、全部使ひ切るつもりで予算を組んでおります。

○木村八郎君 それじゃ若干残りで得ると、こういう余裕が多少あると見ていいわけですね。

○政府委員(舟山正吉君) 余裕がある

とは考えられませんか。もう一ぱい／＼使うつつもりでおります。

○木村八郎君　そうしますと、この法案に対する賛否に影響するものから、一ぱい／＼に使うようになつてしまふのとしまわれないのと、相当考え方が違ふので御質問したのですが、やはりぎり／＼にお使いになるわけですね。

○政府委員(舟山正吉君)　そのつもりでおります。

○森下政一君　議事進行について……、どうですか、この今の法案の質問を重ねておきますと、今晩中でも盡きることではないと心配するのですが、丁度局長が見えておるのだが、もう一つ……、政府次官の一応の説明を聞いたけれども、中小企業信用保険特別会計法案、この説明を聞いて……、特にこれは会計法案だけが本委員会に付託されておるが、本会は通産委員会にかかつておると思うけれども、中小企業信用保険法案の内容についても、概念だけは入れておかなければ、この会計法案の審議は私に不便だと思ふ。今晩その説明を聞いて、それから今晩お互いが議案を熟読して、明日質問を続行するということにならんと、会期は明日一日だから、こんなことをやつていたら盡きないと思ひます。

○委員長(小串清一君)　私もそのつもりでいるのです。特に主計局長に来てもらつてゐるのですから、中小企業信用保険特別会計法案について、主計局長の説明を聞きたいと思ふのであります。

○木内四郎君　今あなたが言われてゐるのだけれども、森下委員の言われたのは、特別会計だけでなく、本体のほうについて説明を聞いて置こうという意味でしょう。

○委員長(小串清一君)　中小企業信用保険法案、中小企業信用保険特別会計法案を聞くのじやないのですか。ですからそのつもりで私は……、それじや通産省のほうから説明を願ひます。

○愛知操一君　今森下さんからお話がありましたが一応この保険基金制度の全貌を聞くことは私も賛成であります。併し同時に、会期切迫の折柄ではありますから、輸出銀行のほうの質疑も今日これでやめるといふことじやなくて、できるだけ一つ聞くようにしたいと思ひます。

○委員長(小串清一君)　通産省と大蔵省のほうから適宜に説明してもらひます。先ず本体の中小企業信用保険について御説明を願ひます。

○政府委員(小笠公昭君)　簡単に中小企業信用保険法の概要を御説明申し上げます。

本法の目的は、現在中小企業が金融の便益に比較的に乏しく、金融難に苦しんでゐるのであります。金融難の一つの大きな原因は、中小企業自体におきまざる信用力と申しまするか、担保力の弱いといふことであらうと思ひます。他方更に中小企業向に、その信用力が弱いといふことから自然と金が流れにくいといふことになつてゐるわけでありまして、本法はこの中小企業の持つておる信用力の弱さを補強して、できるだけ中小企業に金が流れやすい態勢を持つて行きたいといふことが、主たる狙ひであります。

更にもう一つの本制度の目的は、中小企業の資金需要は、長期資金と短期資金とに分れるのであります。本制度によつて流れやすくする、信用力を補強しようとする主たる狙ひは、長期資金の流れを流れやすくさせるということに狙ひを置いてゐるわけであり

ます。大体以上のような目的を以ちまして、先ず基金といたしまして、本年度補正予算において五億圓、来年度の予算におきまして十億圓を一般会計から基金として特別会計に繰入れることに相成つてゐるのであります。この基金は、この保険制度がいわゆる独立採算と申しまするか、それ自体として保険料で保険金支出を賄つて行くという建前になつてゐるのであります。その運轉資金と申しまするか、そういうような趣旨において基金を一般予算からこの特別会計へ持つて行くことに相成つてゐるのであります。この制度は先ず第一に、そういうふうな目的の下にどういふふうな中小企業に対して本制度を適用するかといふことにつきま

しては、一応中小企業の定義を、法案の第二條に規定いたしております。要するに、資本金が五百萬圓未満の会社又は個人、又はいわゆる従業員が二百人未満の会社又は個人といふものを対象として主として考えてゐるのであります。これに加えまするに、各種の事業協同組合、即ち中小企業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、及び水産組合及びその連合会といふものも、中小企業としてこれを考えてゐるわけでありまして、これらの中小企業に對しまして、一口、一企業者当り三百万圓の貸付をした場合に、この制度による保険の対象になるということに

たしてゐるわけでありまして、仕組といたしましては、一応別途特別会計がございまして、特別会計がこの一切の経理を賄うのであります。政府といふゆる金融機関……、金融機関は第二條の第一項に規定いたしておりますように、日本銀行を除いた銀行、それから無盡会社、農林中金、商工組合中央金庫及び信用協同組合を指してゐるのであります。この金融機関との間において、毎半期ごとにこの金融機関がこの保険をかけて貸付ける総額といふものを、額を一応契約いたしまして、そうして一旦その包括的な契約がございまして、金融機関はその範囲内において個々の貸付をやつた場合におきまして、政府に通知することによつて自動的に保険関係が結ばれるといふふうないたしてゐるのであります。この保険によつて、三百万圓の貸付金のうち幾らが保険されるかと申しますと、貸付元本の七五％を保険金額といたしてゐるわけでありまして、保険事故といたしましては、弁済期において支拂の回収未済があるといふことにいたしてゐるのであります。未済が弁済期に至りまして起つた場合に、その未済額の七五％といふものをこの特別会計と申しまするか、政府が金融機関に対して支拂うといふことに相成つてゐるのであります。その際に保険料の問題であります。保険料は本法におきましては、一応年百分の三以内で政令においてこれを定めるといふことになつてゐるわけでありまして、これを七五％の保険金の額に換算して見ますと、年二分二厘五毛ぐらゐに当るかと思ふのであります。この保険金を誰が負担するかという問題であります

が、これは建前といたしましては、借入人に転嫁させることを認めるつもりであるのであります。これを保険料として転嫁させるといふことになしに、金利として高い金利で以て行くことにいたしたいと思つてゐるのであります。これは全部を借入人に負担させるといふことではなく、或る程度金融機関にも若干の負担を願ひたいものと考へてゐるのであります。いづれにいたしましても、これを借入人の金利として転嫁させる。こういうふうな建前をとつてゐるのであります。そうしてこの弁済期の回収未済額に對しまして、未済の事実、保険事故が起りますと、それから六カ月の間に金融機関は極力回収に努めて頂くのであります。六カ月の間を経過いたしますれば、保険金の支拂の請求をいたしまして、政府は一カ月の間にそれを支拂うといふことに相成るのであります。この保険金を支拂いたしましたの場合におきまして、その二五％の分につきましては当該金融機関に委託して極力その回収をするといふことにいたしてゐるのであります。その際法律的には旧当該銀行の持つておりました一切の権利を政府が代理するといふことにいたしてゐるのであります。大体そういうふうな趣旨でこの保険法を考えてゐるのであります。最後にこの業務を極力簡易且つ迅速にせしめるために、実際に保険契約の通知が銀行のほうから来る。

その通知の受領とか、保険料の受取であるとか、その他の現場事務を商工中央金庫をしてこれを委託取扱わしめることに相成つておるのであります。この特別会計自身のやる業務の範囲

と、商工中金の現場においてやる仕事の範囲は政令を以てこれを定めることにいたしておるわけでありませう。なお、この制度によりまして毎年貸付けの総額、金融機関が貸付けの金額の総額というものは来年度予算と共に国会の決定を待つことにいたしておるのではありませんが、本年度に限りまして附則第二項によりまして三十六億圓ということを限度にいたしまして、この保険制度を実施したいと、こういうふうな考へておるわけでありませう。大體非常に簡単に申上げましたが、以上のような要旨で法文十二條の簡単な法律でございませうが、趣旨は以上申上げたようなことでございませう。

○委員(小井清一君) ついでに本委員会に付託されました会計法の内容について御説明を願いたい。

○政府委員(河野一之君) 中小企業庁長官が申されました中小企業信用保険のためにこの特別会計を作りまして、いわば技術的なものでございませう。即ちこの会計においては、先ず基金に相当する今年度五億圓、来年度今、一応予定いたしております十億圓の基金を歳入といたします。そのほかに今一番不安定なものとしたしまして保険料、この保険料は大体三割ということに相成っております。それから政府が代理いたしました貸付金の債権の回収金、これも歳入になります。その他附屬の雑収入が歳入であります。そのほかにかにこれに対して歳出といたしましては保険金、それから保険料の還付金、或いは事務取扱費というものが歳出と相成ります。又この会計は損益計算上に積立金を置くことになつておりまして、この積立金で損失の補填をいたすこ

とに相成つております。それから剰余金は翌年度に繰越すことになるのであります。これが、いわゆる基金に相当するものは、これがその年度において使用せられない場合におきましては、翌年度において剰余金として歳入に入つて行きます。その他は大体技術的なことでございまして、特に御説明するまでもないところでございませう。

○木内四郎君 ちよつと小笠さん、よくわからない点を一つ伺つて置きたいのですが、例えば金融機関が百万圓貸した。その場合の担保を二十五萬圓取つておつたら担保物件を処分して二十五萬圓は回収したが、七十五萬圓は残つたというときには、国庫の負担はどういうことになりませうか。

○政府委員(小笠公昭君) 弁済期に至りまして回収未済になつておる額の七五割ということでありませう。今の担保物件の処分をいつやつたかということにもよると思つたのでありませうけれども、若しも弁済期までに担保物件の処分をやつておつて、弁済期のとくに回収未済額が七十五萬圓ということになります。七十五萬圓の七五割をこの会計で保険金として出すということになります。

○木内四郎君 そうすると、この第三條の二項に前項の保険関係において、貸付金の額を保険価額とし、弁済期における債務の不履行による貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。と書いてあるのだから、それと今の説明と合つてゐるのかね。

○政府委員(小笠公昭君) 大体第六條の規定に政府が第三條第一項の保険関

係に基いて支拂うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支拂の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の七十五を乗じて得た額とする。と第六條ではつきり規定いたしております。

○木内四郎君 わかりましたが、そうすると第三條の二項というのは最高限度を示したものだということですか。

○政府委員(小笠公昭君) さうでございます。

○油井賢太郎君 この際主計局長が見えなつておるので、ちよつと予算の出し方について伺つて置きたいのですが、我々に出されておるあの予算書は、いつでも歳入歳出の二項目になつておる。併し實際内容は今日出されたこの特別会計法案の中であつたやうに、損益勘定と、資産負債勘定というものはつきりしておる。そういう点からいふと、国会に提出されるあの予算といふものを、やはりもう一つの面から損益勘定と、資産負債勘定といふものを明確にしたものをお出しになつたほうが、非常に都合いいと思つたのですが、そういうものは今までお作りになつておられるのですか。お作りになつておるとすれば、我々にやはり御提出願ひたいと思つたのです。

○政府委員(河野一之君) これは実は普通は大抵の場合合作しております。特別会計で……、ただこの会計の性質は予算を御覽願ひとわかりませう。それが、当初の基金の繰入れだけは別でございませうけれども、そのほかは損益と殆んど一致しますから、それで實際上はそういう点もあるのです。できるだけ簡単に置いて置くということでありませう。

○油井賢太郎君 一つの特別会計法で、内容を見るとさういうふうに区分されておる。全体的の予算といふものを損益勘定と、資産負債勘定とに分けておられますから、お出しになるという準備をされたことはあるが、将来ともさういう御意向があるかという、こういうことです。

○政府委員(河野一之君) これは財政制度の一つの問題ですが、企業会計或いは特別会計についてはさういつた見方があるのではありません。予算といふものをさういふ観点から見ると、国民経済的に見るという点になります。消費的な経費とか、建設的な経費とかいふ見方になります。それから企業的な見方になります。おつしやるやうな損益勘定でどうなるかということになります。一般会計につきましては、さういつたむしる企業的な見方といふことはちよつと当りませう。中にはさういふ面もございませうけれども、さういふ行き方をとつておりません。それから一般会計の予算といひましては、予算制度、即ち予算といふものは、勿論国民経済に非常に大きな重大な影響を持つものであります。他面において政府の各機関がこれを使うものであります。その使うほうの便利といふことも一緒に考へなければいけません。さういふ面を要請をいふと併せて予算ができるわけでありませう。おつしやつたやうな点は、企業会計については貸借対照表を作り、損益計算書を作るというのが、すべて決算のときに出て来ております。それから鉄道、通信というやうなものでありませう。これは御承知のよう

に、資金の計画でこれを現わして行くという参照書類がついておる。一般会計につきましては、これはいろいろ皆さんによつて見方が違ふものでありますから、いろいろ参考表を作りまして、これを有効に利用して頂くというふうに、今までの建前としてはなつておる次第であります。

○油井賢太郎君 それから、今日の審議と別ですが、重大なことですからもう一点だけ伺つて置きたいと思つたのですが、要するに均衡財政とか、赤字財政とか言つても、結局国民の面にプラスになる、いわゆる国家の財政として望むものがあつた場合と、さういふものが、本當の消えてしまつてところの歳出の部分とは大分違ふと思つた。さういふところを我々に示して、本當に均衡財政か、或いは赤字財政かといふことを示されるのが、これが至当だと思つたのですが、今まで歴代内閣においてもさういふことは余り出してないのですが、さういふことを将来お出しになるやうな計画は主計局でおありになるかどうかということでは。

○政府委員(河野一之君) これは油井さんのおつしやるところが非常に御尤もですが、なか／＼むずかしいのであります。と申しますのは、例えば建設的な経費と言ひましても、公共事業費など代表的なものであると思ひますけれども、この中に災害のあと始末といふものは建設的なものなのか、或いは消費的なものなのか、非常に疑問がございませう。それから人件費といふものは、大體消耗的なものでありますけれども、建設的な事業をやるための人件費といふものは、これは建設的な経費

と、資金の計画でこれを現わして行くという参照書類がついておる。一般会計につきましては、これはいろいろ皆さんによつて見方が違ふものでありますから、いろいろ参考表を作りまして、これを有効に利用して頂くというふうに、今までの建前としてはなつておる次第であります。

なのか消耗的な経費なのか、非常に疑問がある。それから資産を買収するのについては、これは建設的なものと言えませんか、或いは資産的なものと言えませんか、その分け方でありまして、それを以て単に外為みたいなものであります。資本として活用するものであります。そのほか病院、学校等においては、一種の運轉的な、消耗的な物品とか何とかいろいろございまして、国民経済の見地からどの点をとつたらいいのかわからないことは、學者の間にも一致してありません。勿論我々も役所の内部でいろいろ研究も前からやつておるのであります。皆さんに合理的に納得して頂けるような標準はないのであります。結局今までのところは、予算の内容をあらゆる面から解剖いたしまして、そうして皆さんの、或いは學者のかたも勿論であります。皆さんのおの／＼の御判断を頂くという態度で、態度と申しますか、考え方でおるわけでありまして、決して研究をおさりにしておるわけじゃありません。

○木内四郎君 元の輸出銀行のほうに属するのであれば、ここで輸出銀行の予算を見ると、事業の損失だけを蔵出のほうに上げておるのですね、ところが国民金融公庫のほうは事業の支出というものを上げておるので、よほど立て方が違ふと思うが、私はこういう金融機関、或いは金融機関の性質のもの、日本輸出銀行みたいなふうにして置かれたほうが、将来の情勢に応じて伸縮自在で非常によいと思うのですが、これを認められたのに、何か理由がありますか、それとも今後輸出銀行

のようなやりかたのほうで、政府機関であつても、そのほうがいいから、今後は金融機関、或いは金融機関的な政府機関においては、日本輸出銀行みたいなふうになさるやうにお考えでありますか。

○政府委員(舟山正吉君) 今度の輸出銀行の行き方ですが、非常に改善だと思ひます。実は国民金融公庫等についても是非そういうふうに変更してもらいたいものだという希望を持っております。

○委員長(小串清一君) ちよつとお諮りをいたしますが、会期も切迫しておりますから、どうしても明日は問題を解決しなければならぬと思ひますが、午前中になお審議を続行して、或るべく正午頃までに終るやうな段取りにしたいと思つております。なお今晩はこれの散会をして、先刻森下委員からのお説の通り、議案その他についてよく御熟慮を願ひまして、そうして御質問を願つたら大変結構かと思ひます。如何でございましょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) それではさう決定いたします。

ちよつと御相談することがあります。来るべき国会の休会中に、かねて皆さんからいろいろ御意見もあつた地方の現地視察の計画を立てて見ようかと思つておるのであります。これはいろいろ予算の都合もありますが、あらかじめ御意見を伺つて置かして、私の考へておるのは、三班ぐらいにして三人ぐらいのかたに御出張を煩わすやうなことをして見ようかと思つておりますが、大体いつになるかわかりませんが、とにかく御異存がなければこれで

は計画を立てて、それ／＼協議しなければなりませんから、計画を立てて見ようと思ひますがよろしくございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) それではさうに取計らいます。

本日はこれを以て散会いたします。午後八時三十七分散会  
出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事 大矢 半次郎君  
佐 多 忠隆君  
木 内 四郎君

委員 愛 知 揆一君  
岡 崎 眞一君  
黒 田 英雄君  
九 鬼 紋十郎君  
松 永 義雄君  
森 下 政一君  
野 溝 勝君  
小 宮 常吉君  
小 林 政夫君  
杉 山 昌作君  
高 橋 龍太郎君  
油 井 賢太郎君  
森 八三一君  
木 村 禮八郎君

國務大臣  
郵政大臣 田 村 文吉君  
電氣通信大臣 田 村 文吉君  
政府委員  
大蔵政務次官 西川 甚五郎君  
大蔵省主税局長 平田 敏一郎君  
大蔵省主計局長 河 野 一之君  
大蔵省主計局長 石 原 周夫君

大蔵省主計局長 佐 藤 一郎君  
大蔵省主計局長 磯 田 好祐君  
大蔵省銀行局長 舟 山 正吉君  
大蔵省理財局長 伊 原 隆君  
大蔵省管理局長 大久保 三郎君  
外務省管理局長 小 笠 公昭君  
中小企業局長 小 笠 公昭君  
片 長 官

説明員  
農林省農政局 鷗 川 益男君  
農業保険課長 浦 島 喜久衛君  
郵政省郵務局長 佐 方 信博君  
郵政省主計課長 羽 柴 忠雄君  
通商産業省通商産業局長 栗 原 昭平君  
通商産業省通商産業局長 栗 原 昭平君  
通商産業省通商産業局長 栗 原 昭平君

十二月七日日本委員会に左の事件を付託された  
一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案(予備審査のための付託は十二月四日)  
一、国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求める件(予備審査のための付託は十二月五日)

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(同)  
一、外国為替特別会計の資本の増加に充てたるための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案(同)  
一、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案(同)

る繰入金に関する法律案(同)  
一、米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(同)  
一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(同)  
一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月六日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、中小企業信用保険特別会計法案  
一、日本輸出銀行法案  
中小企業信用保険特別会計法案  
中小企業信用保険特別会計法案

【設置】  
第一條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第 号。以下「法」という。)による中小企業信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

【管理】  
第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

【基金】  
第三條 この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額(第八條第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額)をもつて基金とする。

【歳入及び歳出】  
第四條 この会計においては、保険

料、法第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその繰入とし、保険金、保険料の還付金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の基金に充てられ、繰り入れるものとする。

第五條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第八條 この会計において、毎会計

年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

3 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、積立金を取りくずして整理し、なお損失が補てんされないときは、基金を減額して整理するものとする。

4 第一項及び前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作製及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作製し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計

算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入)

第十二條 この会計において、支拂上現金に剰余金があるときは、基金に相当する金額を限度として、大蔵省預金部に預け入れることができる。

(支出未済額の繰越)

第十三條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第七條第五号及び第六号中「輸出信用保険特別会計、」の下に「中小企業信用保険特別会計、」を加

える。

3 中小企業行設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 中小企業信用保険特別会計の経理を行うこと。

日本輸出銀行法案

日本輸出銀行法

目次

第一章 総則(第一條—第九條)

第二章 役員及び職員(第十條—第十七條)

第三章 業務(第十八條—第二十四條)

第四章 会計(第二十五條—第四十一條)

第五章 監督(第四十二條—第四十四條)

第六章 罰則(第四十五條—第四十七條)

(資本金)

第四條 日本輸出銀行の資本金は、百五十億円とし、政府が一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。

2 前項の資本金のうち五十億円は、昭和二十五年において、百億円は、昭和二十六年においてそれぞれ出資するものとする。

(定款)

第五條 日本輸出銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

第六條 日本輸出銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本輸出銀行でない者は、日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日本輸出銀行には適用しない。

（解散）

第八條 日本輸出銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本輸出銀行が解散した場合において、その残余財産は、第四條第一項の規定による出資の割合に応じ、一般会計及び米穀対日援助見返資金特別会計に帰属する。

（法人に関する規定の準用）

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、日本輸出銀行に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第十條 日本輸出銀行に、役員として、總裁一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一條 總裁は、日本輸出銀行を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事及び理事は、總裁の定めるところにより、日本輸出銀行を代表し、總裁を補佐して日本輸出銀行の事務を掌理し、専務理事は、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行い、理事は、總裁及び専務理事に事故があるときには總裁の職務を代理し、總裁及び専務理事が欠員のときには總裁の職務を行う。

（役員の任命）  
第十二條 總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。

2 専務理事及び理事は、總裁が任命する。

（役員の任期）

第十三條 總裁、専務理事、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 總裁、専務理事、理事及び監事は、再任されることが出来る。

3 總裁、専務理事、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表権の制限）

第十四條 日本輸出銀行と總裁、専務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本輸出銀行を代表する。

（代理人の選任）

第十五條 總裁、専務理事及び理事は、日本輸出銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することが出来る。

（職員の任命）

第十六條 日本輸出銀行の職員は、總裁が任命する。

（役員及び職員地位）

第十七條 日本輸出銀行の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

（業務の範囲）

第十八條 日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 設備（船舶及び車り、ようを含む）並びにその部分品及び附屬品で本邦で生産されたもの（以下「設備等」という）の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対して資金を貸し付けること。但し、銀行（銀行法に基き設立された銀行をいう。以下同じ。）が日本輸出銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

二 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、銀行に対して本邦輸出業者又は本邦輸出品製造者のためにする手形の割引をする。

三 設備等の本邦からの輸入及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の受入を促進するため、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に対して、外国為替の管理に關する法令に従ひ資金を貸し付けること。但し、その貸付を受ける者が、当該貸付を受けることによ

り当該外国の法令の規定に違背することとなる場合を除く。

四 前各号に附帶する業務

2 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は手形の割引は、銀行が、通常の條件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、且つ、本邦からの設備等の輸出又は輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む）の契約が締結され、又は当該契約の締結が確実になつた場合で、その契約に基づく債務の履行及び当該貸付に係る資金の償還又は当該割引に係る手形の支拂が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

（貸付利率及び手形割引歩合）

第十九條 前條第一項第一号から第三号までの規定による貸付金の利率及び手形の割引の歩合は、当該利率及び歩合により収入する貸付金利息及び手形割引料が日本輸出銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償ふに足るように、銀行の貸付利率及び手形の割引歩合を勘案して定めるものとする。

2 前項の貸付利率及び手形の割引歩合は、貸付又は手形の割引の目的、貸付金の償還期限、割引に係る手形の支拂期限、担保等においてその種類を同じくする貸付及び手形の割引に対しては、同一でなければならぬ。

（貸付金の償還期限及び割引に係る手形の支拂期限）

第二十條 第十八條第一項第一号から第三号までの規定による貸付金又は割引に係る手形は、その貸付金の償還期限又は手形の支拂期限が六月をこえ三年以内のものでなければならぬ。

2 前項の貸付金又は手形の割引は、当該貸付金又は当該手形の割引を受けた銀行がその手形について融通した資金に係る設備等の輸出入又は技術の提供若しくは受入の契約に基づく対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その償還期限が三年をこえ五年以内のものであることができ、又は支拂期限が三年をこえ五年以内の手形について行うことができる。

（業務の期間）

第二十一條 日本輸出銀行は、設立の日から五年を経過した後は、新たに資金の貸付又は手形の割引をすることができない。

（業務方法書）

第二十二條 日本輸出銀行は、業務方法書を作製し、これに資金の貸付又は手形の割引の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならぬ。

（委託業務に従事する銀行の役員及び職員地位）

第二十三條 銀行が日本輸出銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

なす。

(金融機関との競争禁止)

第二十四條 日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、輸出金融について、銀行その他の金融機関と競争してはならない。

第四章 会計

(事業年度)

第二十五條 日本輸出銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十六條 日本輸出銀行は、毎事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金利息、手形割引料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、附属諸費及び資産の運用損失金とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、開議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の規定による開議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

(予備費)

第二十七條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本輸出銀行の予算に予備費を設ける

ことができる。

(予算の議決)

第二十八條 予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十九條 内閣は、日本輸出銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本輸出銀行に通知するものとする。

2 日本輸出銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第三十條 日本輸出銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本輸出銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十六條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第三十一條 日本輸出銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することが

できる。

2 第二十六條第二項から第五項まで、第二十八條及び第二十九條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてなしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十二條 日本輸出銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十三條 日本輸出銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十四條 日本輸出銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十五條 日本輸出銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類

(以下「財務諸表」という。)を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本輸出銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(決算)

第三十六條 日本輸出銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

第三十七條 日本輸出銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十五條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十八條 日本輸出銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てん

に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十九條 日本輸出銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第四十條 日本輸出銀行は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 大蔵省預金部への預金

三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)  
第四十一條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本輸出銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)  
第四十二條 日本輸出銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本輸出銀行からの報告又は第四十四條第一項の規定による検査の結果に基き、日本輸出銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第四十三條 内閣総理大臣は、日本輸出銀行の総裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく政令又はこれらの法令に基いてす

る大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 内閣総理大臣は、日本輸出銀行の専務理事及び理事が前項各号の一に該当するに至つたときは、總裁に対し当該専務理事又は理事の解任を命ずることができ、

(報告の徴取及び検査)

第四十四條 大蔵大臣は、必要があるとき、日本輸出銀行の職員をして日本輸出銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六章 罰則

第四十五條 日本輸出銀行の役員又は職員が、前條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十六條 左の場合においては、その違反行為をした日本輸出銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣に届

出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十九條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 第四十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十二條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第四十七條 第八條第一項の規定に違反して日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本輸出銀行の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならない。

4 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し資本金の拂込の請求をしなければならない。

5 資本金の第一回の拂込のあつた日において、設立委員は、その事務を日本輸出銀行の總裁に引き継

がなければならない。

6 總裁が前項の事務の引継を受け、た日において、總裁、専務理事、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

7 日本輸出銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

8 この法律施行後最初に任命される理事及び監事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち二人及び監事のうち一人については、それぞれ總裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年とする。

9 他の法令中「銀行」という場合には、日本輸出銀行を含まないものとする。

10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本輸出銀行を監督すること。

11 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出銀行」を加える。

12 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「船舶運営会」を「日本輸出銀行」に改める。

13 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出銀行」を加える。

昭和二十六年一月五日印刷

昭和二十六年一月六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁